

令和元年旭市議会第2回定例会会議録

議事日程（第4号）

令和元年6月13日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

追加日程第1 議案上程

追加日程第2 提案理由の説明

追加日程第3 議案の補足説明

追加日程第4 議案質疑

追加日程第5 常任委員会議案付託

出席議員（17名）

1番	片桐文夫	2番	平山清海
3番	遠藤保明	4番	林晴道
6番	米本弥一郎	8番	宮内保
9番	高木寛	10番	飯嶋正利
11番	宮澤芳雄	12番	伊藤保
13番	島田和雄	15番	伊藤房代
16番	向後悦世	17番	景山岩三郎
18番	木内欽市	19番	佐久間茂樹
20番	高橋利彦		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	加瀬正彦
教育長	諸持耕太郎	秘書広報課長	山崎剛成
行政改革推進課長	井上保巳	総務課長	伊藤憲治
企画政策課長	小倉直志	財政課長	伊藤義隆
税務課長	石毛春夫	市民生活課長	遠藤泰子
環境課長	木内正樹	保険年金課長	在田浩治
健康管理課長	遠藤茂樹	社会福祉課長	仲條義治
子育て支援課長	石橋方一	高齢者福祉課長	浪川恭房
商工観光課長	小林敦巳	農水産課長	宮内敏之
建設課長	加瀬博久	都市整備課長	加瀬宏之
下水道課長	丸山浩	会計管理者	多田英子
消防長	川口和昭	水道課長	宮負亨
庶務課長	栗田茂	学校教育課長	加瀬政吉
生涯学習課長	八木幹夫	体育振興課長	花澤義広
監査委員局長	伊藤義一	農業委員会事務局長	赤谷浩巳

事務局職員出席者

事務局長	高安一範	事務局次長	池田勝紀
------	------	-------	------

開議 午前10時 0分

○議長（向後悦世） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（向後悦世） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 林 晴 道

○議長（向後悦世） 通告順により、林晴道議員、ご登壇願います。

（4番 林 晴道 登壇）

○4番（林 晴道） 皆さん、それにこの中継をご覧またはお聞きの方々、こんにちは。旭市議会の林晴道でございます。皆さんの貴重なお時間をいただき、僕自身、令和初の一般質問をここに行います。

初めに、皇室典範特例法の定めるところにより、本年5月1日をもちまして天皇陛下がご退位されました。平成の30年間、日本国及び日本国民統合の象徴として責務を果たしていただき、平和と繁栄を享受する一方で、相次ぐ大きな自然災害など幾多の困難にも直面いたしました。

謹んで申し上げます。東日本大震災の直後、上皇陛下は上皇后陛下とご一緒に本市の避難所を訪れ、市民に寄り添い、被災者の身近で励まされ、旭市民にあすへの勇気と希望を与えてくださいました。いかなるときも国民と苦楽をともにされた両陛下のお心に思いをいたし、深い敬愛と感謝の念をいま一度新たにする次第であります。

上皇陛下、上皇后陛下には末永くお健やかでありますことを願い、これまでの上皇陛下の

歩みを胸に刻みながら、希望に満ちあふれ、誇りある旭市の輝かしい未来をつくり上げていくため、さらに最善の努力を尽くします。

さて皆さん、平成は日本人の底力、我々のきずながどれほどまでにパワーを持つか、そのことを示した時代でもありました。昭和、平成と日本は幾度となく大きな困難に直面し、そのたび大きな底力を発揮し、人々が助け合い、そして力を合わせて乗り越えてきました。新元号の令和には、人々が美しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育つとの意味が込められています。急速に進む少子高齢化、激動する社会情勢に、今をともに生きる僕たちもともに立ち向かわなければなりません。令和とその先の時代に向かって、旭市の未来をともに切り開こうではありませんか。

僕は、責任ある世代として、これからの担い手となる子どもたちから、長年社会に貢献していただいた高齢者のため、過去にとらわれず、未来を悲観せず、ここで一生懸命活動します。僕は、この旭市をよくしたいと本気で思っています。皆さん、一致協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、1項、外国人への医療行政について質問をいたします。

政府は、生産年齢人口の減少を危惧し、人手不足解消のため、即効性のある外国人労働者の受け入れを拡大する出入国管理法の改正案を閣議決定し、昨年12月に成立しました。いわゆる改正入管法が本年4月に施行され、新たな外国人材受け入れのための在留資格が創設されています。このことから、本市においても新たな外国人材の在留が見込まれます。

それでは、(1)国民健康保険の加入について伺います。

外国人の国民健康保険への加入要件としては、3か月を超える在留資格がある、または在留資格が興行、技能研修、家族滞在、特定滞在の方で、客観的な資料等により3か月を超えて日本に滞在することが認められるとされています。そこで、本市に住民登録をしている外国籍の方がそもそもどのくらいいるのか。それと、外国籍住民の被保険者数とその在留資格の内訳を10年前と比較してお尋ねします。

同じく、外国人への医療行政についての(2)国民健康保険の利用について伺います。

厚生労働省の調査によりますと、2018年10月1日から31日に外国人患者を受け入れた1,965病院のうち、18.9%で医療費未払いがあり、未払い件数は3,176件で、そのうち在留外国人が77%、総額は約9,400万円にもなっています。

それでは、まず診療患者数と医療費の総額、また高額療養費制度の利用者数とその支給額を、こちらも可能であれば10年前と比較してお尋ねいたします。

同じく、外国人への医療行政についての（3）医療機関の状況について伺います。

先日、新聞記事に、日本を旅行中に虚血性心不全で倒れた20代のタイ人女性が、手術代を含め約1,500万円の支払いに苦慮しているとの記事がありました。その女性は旅行保険に入っておらず、タイ大使館から800万円の立て替えがあり、帰国後支払いは続けているが完済のめどは立たないようで、未回収分は病院負担となり、同様の事例が続けば病院経営が圧迫されるとのものです。

それでは、まず本市における外国人患者の医療費総額と医療費未払いの総件数、また外国人患者の未収金額をお尋ねします。

続いて、2項、環境保全の充実について質問します。

我々は、生活や消費活動の結果、さまざまな廃棄物や排出物を生み出しています。その量がそれほど多くないときは自然浄化によって処理されていましたが、廃棄物などが多量になって自然処理能力を超えたり、自然浄化で処理できない廃棄物が生まれています。こうして環境汚染が進み、生態系が破壊され、人間の健康にも被害が生じ、公害問題が発生するようになりました。

それでは、（1）不法投棄の現状について伺います。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条では、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」とされており、この規則に反して廃棄物を投棄することを不法投棄といいます。廃棄物を埋めることができる施設は県の許可が必要で、たとえ自分の土地でも不法投棄ということになります。

そこで、環境省統計によると、本市に残存する廃棄物は平成27年60件であったのが、平成29年には50件に減っていましたので、その詳細について。それから、残存する廃棄物周辺の環境汚染調査の状況について。また、私有地に投棄されたごみは、市の条例によりその所有者が処理しなければなりません。近年本市の実施状況について具体的にお尋ねします。

続いて、3項、嚶鳴小学校区の排水施設について質問します。

近年、ヒートアイランド現象によるものと考えられる局地的な集中豪雨、またはゲリラ豪雨とも呼ばれますが、これらが頻繁に発生しています。短時間に極端に大量の雨が降り、その処理能力の限界を超えてしまうと、下水道から水があふれ出し、道路を洪水のように覆い尽くしてしまいます。冠水してしまった道路は、猛烈な風雨による視界不良とともに非常に危険な状態となります。

それでは、（1）排水施設の状況と水害について伺います。

この嚶鳴小学区ですが、近年急速に住宅化が進行しており、田畑等の住宅造成により従来の保水機能が低下し、生活雑排水が増加していることから、複数の箇所排水不良による水害が発生しています。

それでは、当地域の排水施設の状況と水害の詳細をお尋ねします。

同じく嚶鳴小学区の排水設備についての（２）排水路計画に対する市長の考えについて伺います。

この問題に対しては、明智市長にも調査と研究を重ねていただき感謝、お礼申し上げますが、しかし解決への道筋は見えていません。ご承知とは思いますが、この地域は全体的に北側に向かって地盤が下がっています。すなわち、県道銚子旭線から広域農道に排水勾配がとられていますが、途中の総堀線が高くなっていることにより、総堀線付近や、特に嚶鳴小学校の通学路では水害が多く生じています。さらに、その県道銚子旭線から国道126号線間の飯岡停車場線の道路冠水問題にも影響を及ぼしています。これは、先ほど排水施設の状況と水害について質問をしておりますので、排水路の流末、いわゆる水の流れていく方向がはっきり分かります。僕は、嚶鳴小学校付近には新たな排水路の整備、それから飯岡停車場線は企業所有の埋設排水路があります。費用対効果とそれらを鑑み、利用に向けた協議をすべきと考えます。

そこで、市長に申し上げます。この地域を排水不良地域として早急に広域排水計画を策定し、排水路等の整備事業計画を取りまとめていただきたいと提案いたしますが、明智市長の見識を求めます。

以上、3項目6点の質問を、市民に選んでいただいた感謝の気持ちを込めて行いました。執行部においては、若者や高齢者が理解できるような簡潔明瞭な答弁に努められますよう、お願いいたします。

また、今定例会冒頭、議長より4月1日付での人事異動による課長人事の紹介がありました。僕も、少ない期間ではありましたが公務員をさせていただいた経緯があります。職員の皆さんの仕事は直接社会のためになり、民間企業ではなかなか感じる事ができない素晴らしい仕事です。ぜひ、この旭市をよりよい地域にしていくために、旭市の実情を捉えていただき、市民と一緒に新たなる取り組みにチャレンジしてもらいたい、そのように思います。よろしく願いいたします。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、登壇願います。

(市長 明智忠直 登壇)

○市長(明智忠直) 林晴道議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは、大きい3番目の(2)番目、排水路計画に対する市長の考え方ということで答弁をさせていただきます。

林晴道議員の嚶鳴地区の排水に対するいろんな調査研究、情熱、そういったものを改めて敬意を表したいと思います。それぞれがやはり地域の安全・安心、そういった部分でしっかりと行政も取り組んでいかなければと、そんなような思いをするところでもあります。

私もつい最近、後草地域の全体の排水をつぶさに見させていただきました。確かに滞留する、冠水をする箇所がかなりあるわけでありまして、総合的な排水のことにつきまして、年次計画そしてまた基本計画、そういったものも立てながら随時工事を着工していきたいと、そのような思いでいたるところであります。

今、建設課の中で、かなりあの地域の流末の排水の経路、そういったものをつぶさに把握しておりますので、その建設課のこれまでのいろんな部分での調査研究、そういったものを土台にしながら、あの地域の排水計画を立てていきたいと、そのように考えているところでもあります。

具体的に申しますと、やはりあの地域、総堀線を抜くということになりますと北側の集落の方々の了解、そういったものも大変必要な部分でありまして、大きな川が七間川に注いでいる部分がありませんということもありまして、今の既存の部分を中心にやっているわけです。ただ、後草の西側のほうの部分につきましては、中央病院のアクセス道に向けての流末を考えているところでありまして、後草の東側については大間手川への流末排水、そしてまた南側につきましては、広原地区のほうにつきましては蛇園の、今、地域の排水計画の中で詳細設計が進められているところでありまして、その辺の接続も考えなければならぬのではないかと。後草の南の西側のほうの地域につきましては仁玉川への流末。そういった部分で分散をさせながら、あの地域の排水総合計画を建設課に立てさせる、そんなような今の状況でいるわけでありまして。

もう一つは、やはり駅前線、その部分については海匠土木ともしょっちゅういろんな意見の交換をしております。海匠土木も、旭市から与えられた宿題だというような観念の中で、今年度中には排水計画、しっかりと駅前線の排水計画はやっていこうと。ただ、県だけではできませんので、市も当然関係をしながらいい方法を考えていきたいと、今はそういった海匠土木からのお答えをもらっているところでもあります。

もう一つでありますけれども、駅前線を既存の、会社は日華化学の排水管利用でありますけれども、これも前回の質問の中でお答えをしましたように、その利用の問題についていろいろ庁内でも話しました。ただ、民間の企業の施設ということもありまして、調査をするというわけにはいきませんので、これまでの資料を総合的に集めまして、あの部分が果たしてこれから費用対効果の中でしっかりとした排水路になるのか、そんなような部分も検討を加えたところであります。庁内の結論としましては、埋設が48年ころであり、設置から50年以上たっております。そして長さも結構、3.何キロくらいもあるということの中で、利用するには少し老朽化が著しいのではないかとということで、あの施設を利用するということは難しいのではないかと結論に達しているところであります。

そういった部分で、国道をまたいでの排水、このことは蛇園排水路等の流末排水路への接続とともに、これから海匠土木も含めながらしっかりと対応して、後草の排水につきましては年次計画の中で工事を進めていきたいと、そのように思っているところでありますので、ご理解をいただきたいと、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（向後悦世） 市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） 私からは、大きい項目1番、外国人の医療行政について、（1）国民健康保険の加入についてのうち、旭市の外国籍の方の住民登録について申し上げます。

平成31年4月1日現在は、全体人口6万5,510人のうち外国人登録者数は1,436人、外国人の割合は2.19%です。また、10年前の平成21年4月1日現在では、全体人口7万376人のうち外国人登録者数は1,150人、外国人の割合は1.6%でした。比較いたしますと、全体人口は4,866人減少しておりますが、外国人登録者数は286人増加しております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） それでは、私のほうからは、1、外国人の医療行政について、国民健康保険の加入についてのうち、住民登録している外国人のうち国保被保険者数。2点目といたしまして、在留資格の内訳、（2）の国民健康保険の利用について、外国人被保険者の医療にかかった人数と医療費の総額。2点目といたしまして、高額医療費について利用者数と支給額についてお答えいたします。

初めに、住民登録している外国人のうち国保被保険者数でございますが、平成31年4月1

日現在国保に加入している外国人の人数は685人であり、旭市に住民登録している外国人1,436人のうち47.7%の方が国保に加入している状況です。また、平成21年4月1日現在の国保に加入している外国人の人数は573人となっております。平成31年4月1日現在と10年前を比較しますと、112人の増、19.5%の増加となっております。

続きまして、在留資格の内訳をお答えいたします。

初めに、平成31年4月1日現在の状況を申し上げます。国保に加入している外国人で旭市に一番多い在留資格の方は技能実習生であり、人数は入国1年目から3年目の方を合わせて301人です。次に、法務大臣が永住を認めた方、永住者が159人となっております。10年前の平成21年4月1日現在では永住者が198人、続いて法務大臣が個々の外国人に指定する活動、特定活動を行う方が147人でありました。なお、技能実習生という在留資格は平成22年7月に新設され、それまでは特定活動という在留資格で日本に滞在しておりましたので、国保に加入している外国人の方の在留資格の構成としては、10年前と比較して大きく変わっていないものと考えられます。

続きまして、(2)国民健康保険の利用について。外国人被保険者の医療にかかった人数と医療費の総額。次に、高額療養費の利用者数と支給額についてお答えいたします。

外国人の医療費については、旭市で保有する医療費の給付実績データに日本人と外国人の区分がないため、旭市では集計できませんが、昨年、県が国保連合会に調査を依頼し旭市に提供されたデータがございましたので、こちらで回答させていただきます。

平成29年3月から30年2月までの1年間では、国保被保険者全体の延べ件数は24万5,879件で、そのうち外国人被保険者分は2,658件であり、割合は1.08%です。総医療費は59億40万5,769円で、そのうち外国人被保険者分は3,587万4,050円であり、割合は0.61%となっております。

また、総件数のうち高額療養費該当件数は延べ6,086件で、そのうち外国人被保険者分は17件で、割合は0.28%です。高額療養費の支給額は6億642万9,788円で、そのうち外国人被保険者分は169万8,640円で、割合は0.28%となっております。なお、10年前のデータと比較とのことですが、国保連合会へ問い合わせましたところ、データが古いため提供はできないということでした。ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、私のほうからは、(3)の医療機関の状況について

ということで申し上げます。

まず最初に、外国人の医療費総額というご質問でございました。申し訳ございませんが、こちらにつきましては把握する方法がございませんので、ご容赦願いたいと思います。

それと、外国人の医療費の未払いはどれくらいあるのかということでございました。こちらにつきましては、私ども旭市で把握し得るものは旭中央病院に限られてしまうんですけれども、旭中央病院の例で申し上げたいと思います。旭中央病院における平成30年度末における医療費の未収金額、これは全体では3億3,146万円ほどとなっております。人数にしますと3,367人です。そのうち外国人の未払いということに限っていいますと、全部で56人、人数にして1.7%に当たります。それと、金額にしますと約2,581万円、全体に占める割合は7.8%ほどとなっております。

以上です。

○議長（向後悦世） 環境課長。

○環境課長（木内正樹） それでは、私のほうからは、2の環境保全の充実について、（1）不法投棄の現状についてお答えさせていただきます。

この数値でございますが、産業廃棄物について環境省で調査したのがあります。市は産業廃棄物を所管しておりませんので、詳細な状況については、申し訳ございませんが把握しておりません。環境課で実施している不法投棄の処理については、主に市道の路肩にあります一般廃棄物の散乱ごみ等を回収し処分しております。

平成30年度の回収件数は79件でありました。それ以外の市有地で不法投棄があった場合は、それぞれの部署で適正に処理をしていただく必要がありますけれども、件数等については、申し訳ございません、把握してございません。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 建設課長。

○建設課長（加瀬博久） 建設課からは、大きい3、（1）の排水施設の現状と水害についてのご質問についてお答えをさせていただきます。

最初に、広原地区の主な排水施設の現状をご説明いたします。

県道飯岡停車場線沿道は、道路側溝から天和川を經由し仁玉川へ排水されるものと、飯岡バイパスをボックスカルバートで横断し三川派線水路へ排水されるものがございます。海上中央公園付近に集水された排水は、埋設されたヒューム管にて高見台踏切を横断し、総堀線沿いにあります高生川上流に排水をされております。また、旧海上町役場西側付近へ集水さ

れた排水はJRを横断し、コンクリート水路にて、こちらも総堀線沿いにある高生川上流に排水されております。

次に、後草地区のご説明をいたします。中央部や東側地区など大半は道路側溝等で、こちらも総堀線沿いにある高生川へ排水されております。西側地区及び南側地区については道路側溝を利用し、仁玉川へ放流をされております。

続きまして、高生地区の主な排水現状です。地区の大半が道路側溝や農業用水路を利用し、高生川へ排出され、東部の一部が大間手川に排水されております。

最後に、琴田地区の現状は、ほぼ全域が道路側溝や農業用水路を利用し、嚶鳴新堀水路へ排水をされております。

続きまして、水路あるいはうちのほうで把握しております冠水状況についてご説明をいたします。

まず、広原地区については、中央部の県道飯岡停車場線の沿線や西側地域などの冠水を確認してございます。後草区では、総堀線沿いの区内と広原地域の排水が集水する付近及び嚶鳴小学校正門前、それと付近の通学路で確認をしてございます。高生区では、台風などで水田地域が冠水するほか、琴田地区付近では地元集会場付近で冠水を確認してございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、外国人への医療行政についてから再質問を行います。

（1）国民健康保険の加入について伺いますが、通常国保税は前年の収入によって算出されるものですが、外国籍住民の保険税の算出に当たっては、これも同じく所得調査を行うものだと思いますけれども、その詳細をお尋ねします。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 外国人の国民健康保険税の算出方法ということなんですけれども、外国人につきましては、入国された方につきましては簡易申告ということで、市県民税のほうの申告をしていただいて、それで課税をするということになっております。あとは、ほかの外国人につきましては、研修生、実習生につきましては、給与支払報告書が市のほうに上がってきますので、それによって課税するということになります。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番(林 晴道) それでは、外国籍住民の国民健康保険税の滞納状況。それから、滞納者に対する具体的な徴収の取り組みを併せてお尋ねします。

○議長(向後悦世) 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。
税務課長。

○税務課長(石毛春夫) 外国人の滞納状況ということで、ちょっと資料としては去年の資料しか手元にございませぬので。人数といたしましては420人、金額といたしまして2,650万円ほどになっております。

あと、徴収方法につきましては、外国人につきましてもいろいろ財産調査等行いまして徴収をするんですけども、ただ、出国された方については法務省より通知が来ますので、それによって執行停止等の措置をとっております。

以上です。

○議長(向後悦世) 林晴道議員。

○4番(林 晴道) 改正入管法に伴いまして、外国人材の受け入れが拡大すると思われ、健康保険制度の不正使用などを懸念する声もあります。今後、国民皆保険を維持するためにはどのような取り組みが必要と考えているのか、担当課の見解を求めます。

○議長(向後悦世) 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。
保険年金課長。

○保険年金課長(在田浩治) 外国人の不正利用についてということですが、まず、旭市では国保連合会によるレセプト審査のほか、市単独でレセプト点検業務に精通した事業者へ外部委託し、毎月、診療内容、請求点数、給付発生原因等の二次点検を実施しており、これまで不正が行われるような外国人の重複診療や頻回受診は見つかっておりません。

今後の対応といたしまして、もしそういうことが見かけられるようであれば、国保連合会の開催する会議において県内の市町村と意見等を交換し、情報を共有しながらよりよい対策を講じてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(向後悦世) 林晴道議員。

○4番(林 晴道) すみません、今の4回目の質問なんですが、不正利用ではなくて、この国民皆保険を維持していくためには、担当課としてどのような取り組みが必要と考えられるのか、答弁のやり直しをお願いしたいと思います。

○議長(向後悦世) 保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） 健康保険を構成する人口構造が高齢化社会等により逆ピラミッドになってしまうと、仕組みそのものが成り立たなくなり、負担する人よりもらう人が増え、相互扶助が限界になると思います。

一つは、健康保険財政を支えてくれる若くて健康な働き手を増やしていくことが、健全な運営を行っていく上では必要ではないかと考えます。二つ目は、外国人労働者を積極的に受け入れ、消費者として経済の活性化を担っていただき、その上できちんと市税や保険税を負担してもらうことが必要ではないかと考えます。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 市全体とか国の取り組みを代表して述べていただいたようで、ちょっと聞いているニュアンスが違うんですが、よく分かりました。

次の、同じく外国人への医療行政についての（2）です。国民健康保険の利用について伺います。

医療機関の窓口で限度額を超えた金額を支払わなくてもよい制度、いわゆる高額医療費の現物給付であります。現物給付を受けるためのその手続きと自己負担限度額、その詳細に関してお尋ねいたします。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） 限度額は年齢や所得によって異なります。前年度の所得に対しまして年収が約1,160万円からの方の上限枠といたしまして、世帯ごとの計算なのでございますが、25万2,600円掛ける1%が限度額となります。年収額が770万円から1,160万円の方に対しましては、16万7,400円掛ける1%が限度額となります。年収370万円から770万円の方に対しましては、8万100円掛ける1%が限度額となります。年収約370万円までの方に対しましては、限度額が5万7,600円となります。住民税非課税の方に対しましては、限度額は3万5,400円となっております。

以上です。

（発言する人あり）

○保険年金課長（在田浩治） 例えば、10割負担の方が医療機関にかかりまして、領収書を持って窓口へ来ていただいて、その場で申請していただくような形になるんですけれども、そこで提出されたものに対して、うちのほうで本人の負担を差し引いた7割とか8割を現物給

付として支給いたします。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 先に進みます。何かありましたら、後で教えていただければ結構です。

世界に誇れる日本の皆保険制度でありますけれども、3か月の在留資格で加入できる仕組みから、制度を悪用するとの報道が多くございます。そこで、外国人の国民健康保険の使い回しだとか、入国目的を偽って国民健康保険に加入し、少ない自己負担で高額な医療を受けるといような事例、これ、よく聞くんですけれども、本市の実態を伺います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） 先ほどもちょっとお答えしたんですけれども、実態ということで、不正利用、受給の実態でございますが、旭市では、国保連合会によるレセプト審査のほか、市単独でレセプト点検等を実施しており、また事業者へ外部委託し、毎月、診療内容、請求点数、給付発生原因等の二次点検を実施しており、これまで不正が疑われるような外国人の重複受診や頻回受診は見つかっておりません。

以上です。

（発言する人あり）

○保険年金課長（在田浩治） 使い回しという件でございますが、保険証に顔写真がないことによりまして、借りて受診できてしまうのじゃないかと思いますが、議員のおっしゃるとおり、医療機関では顔写真のない保険証だけで本人であることを確認することは不可能で、不正受給がどこで行われていても分からない状況は事実であります。

しかしながら、本人確認が保険証だけで不十分であるのは外国人に限ったことじゃありません。国は令和3年3月をめぐりに、マイナンバーカードを利用したオンライン資格確認等システムをスタートさせようといたしております。このオンライン資格確認等システムは、顔写真付きのマイナンバーカードを保険証として利用できるシステムです。このシステムが浸透すれば、医療機関の窓口でマイナンバーカードによる本人確認が可能になります。

また、マイナンバーカードに記載されていない保険請求に必要な保険証番号や負担割合などの資格情報は、国の運用するポータルサイトにアクセスすることで最新の情報を取得することができるため、失効保険証の利用による保険請求誤りを防止する効果も期待できます。

マイナンバーカードが普及し、オンラインによる資格確認の基盤が整備されれば、不正受

給の防止につながるものと考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 立派な予防策を今述べてもらいましたけれども、外国人個々の使い回しがないのか、それから入国目的を偽って国保に加入している人がいないのか、それだけを聞きました。両方ともないということによろしいですね。はい、いいです。結構です。ありがとうございました。

出入国の管理法の改正に伴い、従来は外国人の国保加入は1年の在留期間を満たす必要がありました。それが90日以上の上留資格を得れば加入できる。来日直後の外国人は前年度の日本国内での収入がないため、国保料は最低額です。また、外国人が治療後すぐに帰国するケースが増えれば赤字ばかり増えます。

では、被保険者の増加をどのように分析し、今後どのような対応を講じていくのか、本市の見解を求めます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） 増加への対応でございますが、日本人と外国人の区別がありません。あと、税負担についても外国人も日本人も同等でございますので、負担増はないかと思われま。

（発言する人あり）

○議長（向後悦世） 暫時休憩といたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時53分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） 昨年度国が調査しました上留外国人の国保適用・給付に関する実態調査について、外国人に対する国内の診療実績の数値は、必ずしも被保険者に占める外国人の割合に比して大きいとは言えないとの判断をしております。

当市の29年度の医療費等を見ますと、外国人の占める割合は総医療費で0.61%、高額療養費の該当額では0.28%となっており、国内平均より低い数値となっていることから同様の判断をしており、影響は少ないものといえます。

また、外国人労働者の平均年齢は日本人労働者人口の平均より非常に若く、若い世代は統計上医療費がかからないため、影響は少ないものと考えます。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） なかなか難しい問題をありがとうございました。

次に、同じく外国人医療行政についての（3）医療機関の状況について伺います。

まず、未収金の徴収に対する考え。また、来日外国人は増える傾向にありますので、医療費未払いが増えると病院経営が圧迫されます。被害医療機関に対する本市の対応を具体的にお尋ねします。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 2点ご質問がございました。

まず、未収金の回収に対する考え方ということでございますけれども、これも旭中央病院でとっている対策に限ってお話しさせていただきます。旭中央病院におきましては、まずは未収金とならないよう、支払いが困難な者、外国人も含めまして、に対しては面談を実施し、身分証明や今後の支払い方法について確認を行うほか、親族や関係者等の情報収集を行っておるところでございます。これが仮に未収金となった場合には、電話や文書、訪問による督促や弁護士への委託、また在留資格のない外国人に対しましては大使館や入国管理局とも連携し、対応しておるところでございます。

それと、未収金による病院の経営悪化に関してどのように考えておるかということですが、例を申し上げますと、東京都内の病院に関しましては、こういった未払い金が発生した場合に、都が設立しました公益財団法人の東京都福祉保健財団というところが、外国人未払い医療費補填事務ということを行っております。東京都ですから、かなり外国人も多いということで、要するに経営に与える影響も大きいということで、都が措置したものだと思います。

じゃ、旭市においてはどうかといいますと、そのようなことはちょっとできないもので、その辺のところについては、現状、未払い金が発生しないように、各医療機関に努力をして

いただくということしかないのかなと思っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 観光庁ですか、その調査を見ますと、来日する外国人旅行者の3割が旅行保険の未加入であります。先ほどいい例を教えてください、そういうのを僕も勉強してみたいなと、そう思ういい例を教えてくださいましたが、今後、ラグビーのワールドカップだとか東京オリンピック・パラリンピックを控えて、国も市も来日外国人の増加と、それに伴う経済効果を期待していますが、分母が増えれば医療機関を受診する方も増え、現状のままでは医療費未払いの件数も増えると考えられます。このことに対する担当課の見解を求めます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

分母が増えると、当然医療機関を受診するケースも増えるということで、かつ旅行保険に入っていない方、先ほど例としてタイの方のお話もございました。これに関しましては、入国管理局等が、ぜひ旅行保険に入ってくださいよう勧奨していただくとか、そういったことしか手だてはないのかなというような気がします。旭市でどのような対応ができるかという、かなり限られたお話になってしまうのかなという感じがしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 今のお答えですと、やはりちょっと他人事なんですよ。僕は市でできることがあると、いつもそのように思っているんですね。

まず、一番最初のご答弁で、把握はしていないということがあるんですが、これやっぱり調査すれば把握はできるわけですね。それから、目に見えて外国人観光客ですか、市に入ってくる外国人の方が増えるということが分かっている状況で、ここまでの答弁を聞きまして、この項目の最後として伺いますけれども、今後は、市内の医療機関の外国籍患者の国保加入状況、それから高額療養費の利用状況を把握する、そのことに努めてもらいたい。それから、被害医療機関に対応をしっかりとしていく必要が僕はあると考えますが、把握できていないということではなくて、しっかりと取り組んでもらいたいという旨の質問を最後に、本市の見解を求めたい、そのように思います。

○議長（向後悦世） 一般質問は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 0分

再開 午前11時15分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、林晴道議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） ご質問にお答えいたします。

先ほどより林議員の危惧するところは、例えば保険証の使い回しですとか、あるいは在留資格を偽ってきた方が医療だけを受けて帰ってしまうと、そういったことに対するご危惧だと思います。それに対して、市として何かできることがあるのではないかとということですが、

（発言する人あり）

○企画政策課長（小倉直志） はい。旭中央病院の例で、それらを防ぐために行っていることがあります。患者が外国人である場合には、初診時には保険証の有無と併せ、パスポート等の身分証明及び在留資格の確認を実際に今、行っております。それと、また引き続き通院する場合には毎月、私どもも病院へ通院する場合には、月に1回保険証の提示を求められますが、そのときにパスポート等の身分証明を確認して、パスポートには顔写真がありますので、使い回しということを防ぐため。それと、初診時の在留資格の確認については、在留資格を偽って入国したかどうかということを確認するというような作業を、旭中央病院では実際に行っております。

市といたしましては、市内の医療機関に対しまして、医師会等を通じてそのような取り組みを啓蒙していくような形でいければいいのかなと考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） 先ほどの高額現物支給の手続きについて、訂正させていただきたいと思います。現物支給につきましては、限度額適用申請書を市のほうへ申請していただければ、先ほど申し上げました限度額以上を病院で支払う必要はございません。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） どうぞよろしくお願ひしたいと、そのように思います。

次の、環境保全の充実についての1として、不法投棄の現状について伺います。

環境省だとか県が所管するということでなかなか、先ほどと同じような話を言いたいんですけども、市は所管していないので分からないということなんですけれども、それでは、前定例会で同僚議員の緊急質問において、建設中の広域最終処分場に廃棄物が埋まっていたことが分かりました。また以前、旭市土地開発公社が売却した土地に建設廃材が埋設されており、市が買い戻したということがありました。それらの埋設物の処理だとか費用の詳細を、分かる範囲でお答えください。

加えて、本市では不法投棄を見つけた場合、旭市役所や海匠地域振興事務所、それに旭警察署へ連絡してくださいと案内をしていますけれども、それらの連携状況についてお尋ねいたします。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（木内正樹） それでは、お答えさせていただきます。

初めに、東総広域最終処分場の処理費用についてお答えさせていただきます。

銚子市森戸町において建設工事を進めている広域最終処分場建設計画地から見つかった不法投棄ごみは、農業用ビニールが約600立米、これはフレコンバッグ約600袋となります。それと、瓦やコンクリート片等を含む瓦れき類が約700立米とのことです。これらの処分にかかる費用としては、農業用ビニールのフレコンバッグ詰め作業費が約630万円と、最終処分物・フレコンバッグの運搬費で約二、三百万円を見込んでいるとのことです。

次に、土地開発公社の費用でございますが、こちらのほうは市が買い戻して管理しております。

次に、連携状況ということでございますが、市内の山林や海岸等への産業廃棄物の不法投棄を確認した場合は、速やかに県と連携して対応しております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 先ほどちょっと聞き漏らしたので、今、残存している廃棄物周辺の環境汚染調査の状況ですか、先ほど申しました土地開発公社が売却したところに建設廃材があったとかいう話の、その環境調査の状況も併せて聞きたいと思うんですが。

あと、廃棄された廃棄物を撤去してもとの状況に回復させるには、初めから適正に処理するよりも多額な費用と長期の時間を要します。その上、環境汚染による被害も危ぶまれますので、法にのっとり原状回復を期待しますが、本市のこれまでの原状回復に対する取り組みと、今後の見解を伺います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（木内正樹） それでは、お答えさせていただきます。

先ほどの土地開発公社の環境調査についてでございますが、こちらのほうで、私のほうで環境調査をしたということは確認してございません。

また、次に原状回復へのこれまでの取り組みでございますけれども、不法投棄につきましては、防止対策が主な取り組みとなっております。不法投棄の未然防止を目的として、不法投棄監視員26名、廃棄物減量化推進員162名を配置し、不法投棄の監視や市への通報等を依頼するとともに、不法投棄活動を官民一体で進めております。最近の原状回復の実施の状況でございますが、平成28年6月に環境課職員が県及び警察に通報したことで、砂浜に捨ててありました石こうボード等410キロを原因者に撤去させた事例がございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 廃棄物の不法投棄はさまざまな環境汚染を引き起こしますが、とりわけ産業廃棄物の不法投棄というのは、例えば廃棄物の山から有害物質が地中にしみ出し地下水を汚染する可能性があるなど、生活環境に大きな影響を与える問題です。今後、市内の埋設されている廃棄物の調査だとか、その廃棄物の場所を確定した上で、周辺の環境調査の実施、または廃棄物の排出者の追跡調査、これを行うべきと考えます。

また、先ほど警察署、それから海匠地域振興事務所ですか、それとのやりとり、要は連携に関して具体的な取り組みがないように感じました。もうちょっと定期的というか、しっかりとした目的を持って連携をする必要があるんじゃないのかと思いますけれども、その点に関して環境課の考えを求めたいと思います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（木内正樹） 林議員のご質問で廃棄物の調査ということでございますが、先ほど回答したとおり、産業廃棄物は市の所管でございませんので、こちらのほうは県のほうへ依

頼ることになります。また、連携については、これからも県、海匠地域振興事務所でございますが、内容について、どういうものがよりよく廃棄物の発見また処理できるのか、話し合っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 次に、嚶鳴小学校区の排水施設についての（1）ですか。排水施設の現状と水害について伺います。

先ほどの嚶鳴小学校の排水施設の状況を答弁いただきますと、広原、中区、東区、西区、南区、それから後草区の排水の大半が、総堀方向の1か所に集中しているということが分かりました。建設課にいろいろと資料を作っていただいたものがこちらにあります。

僕もこの半年間、嚶鳴小学区、ずっと排水に関して、側溝だとかU字溝を、ずっと下を見て歩きました。それから、何よりも担当課の方にも同じようにしていただいて、これが全部嚶鳴小学区なんです、その大半ですね。今言った5区が1か所に排水が集約しちゃっているということがうかがえます。このことをしっかりと半年かけて担当課とやらせていただいた、取り組んだおかげで、市長にもよく分かっていただいた。この角度で、この嚶鳴小学区の近隣が苦勞しているということが分かっていただけたのかなと、そのように思っています。

この現状を見ますと、残念ながら排水設備の不備があり、この地域の水害が起こると考えられるのは当然だというふうに思われます。道路などが通常有すべき安全性を欠き、他人に被害を及ぼすと、管理責任が問われかねません。担当課との取り組みにより現状の課題が共有できた、そのことはよかったかなと、そのように思いますが、この状況をどのように今後つなげていけるのか、担当課の見解を求めたいと、そのように思います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。課題が見えてきた、今後の計画はというような内容かと思っております。

まず、うちのほうで把握しました流末、嚶鳴小学校付近の総堀線沿いに広原区の水が集まってくる、大量の水が集まってくるということで、その水を既存の排水路へ分散をさせたいと考えております。まず、東側の大間手川、高生、後草、中央部の水が排出される、高生川、あるいは西側地区にあります仁玉川等へ分散をさせたいと考えております。これもまだ調査を進める段階でございます。どの水をどのようにという詳細までは決定して

おりませんが、この3路線を主に置きまして改修を進めていきたいと思いを。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） よろしくお願ひしたいと、そのように思ひます。

最後になりますけれども、先週、当地域の排水が集中している現場ですね、ここ1か所なんですけれども、その現場に市長が来てくれたと、近隣の住民から連絡がありました。僕の質問に対して、貴重な時間を割いて視察をいただきましたことをありがたく、そのように思ひます。これで明智市長とも認識の共有ができたものと、うれしく思ひます。

水は重力に従い流れていきますので、3点であります。

1点目は、埋設排水管を含め1か所に集約している水の分散整備。2点目には、嚶鳴小学校区正門付近の通学路排水路の改修整備。それから3点目は、そのことにより多少改善が見込まれる飯岡停車場線ですが、海上中学校の跡地利用がありますので、近隣住民の理解を得るための排水路の新設・改修整備ですね。そのことに対して検証していただきたいと、そのように提案をいたしました。一部実施という答弁をいただきましたけれども、広域排水路整備計画の策定には至りませんでしたので、次回、担当課には排水施設に対する予算要求について、それから明智市長におかれては、予算編成の方針を確認させていただきます。

また、この取り組みに対し計画が策定されない以上、毎回質問をして確認いたしますので、対応のほうよろしくお願ひしたいと、そのように思ひます。また、この取り組みですね。近隣住民の方、先輩議員の方、いろんな方に教えていただいて、この水の流れる地域をこのように図面として作ることができました。議長の許可を得て、3階フロアの一部に置かせていただきたい。また、その後は議会事務局のほうに保管してもらいたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

皆さん、ぜひ共感していただいて、この問題の解決よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の一般質問を終わります。

◇ 木 内 欽 市

○議長（向後悦世） 続いて、木内欽市議員、ご登壇願ひます。

（18番 木内欽市 登壇）

○18番（木内欽市） 18番、木内欽市です。

令和元年旭市議会第2回定例会において一般質問を行います。

まず最初に、環境保全、農地の保全について伺います。

田植えも終了し、田んぼは緑のじゅうたんを敷き詰めたような、大変見ているだけでいい景色になりました。農業農村には、食料を生産するだけではなく、景観を守るいろんな多面的機能がございまして。地域の共同活動に対し、国・県・市が支援している事業がありますが、現在どのように行われているのか伺います。農地保全対策については幾つかあると思いますが、今後どのような方針で農地を保全していくのか伺います。

質問の大きな2番目、ゲリラ豪雨対策について伺います。この名称は正式な気象用語ではありませんが、大気的不安定により突発的で天気予報も正確な予測が困難な局地的大雨を軍事のゲリラに例え、非常に分かりやすい言葉ですので使わせていただきます。

ゲリラ豪雨により、土砂崩れで民家が丸ごと飲み込まれてしまわれたという災害が、毎年後を絶ちません。本市は危険箇所をどのぐらい把握しているのか。また、これからの対応について併せて伺います。

質問の大きな3番目、農業問題について3点ほど伺います。

まず1点目として、耕作放棄地に対する対策について伺います。

耕作を続けて農地環境を守っていけば、害虫の発生や水害、土砂崩れ等も防げます。一旦荒れてしまいますと復元するのは大変です。これ以上増やさないように、事前の対策を考えるべきではないかお尋ねをいたします。

2点目として、耕作放棄地が増える要因の一つは、農家の高齢化、後継者不足が挙げられます。担い手農家の育成が大事であります。本市の見解を伺います。

農業問題の最後の質問、後継者対策について伺います。

担い手農家、認定農家以外の後継者に対する対策、前回は質問をいたしました。後継者を減らさないためにはこの対策が必要であります。市はどのように考えているのか伺います。

次に、ふるさと納税について伺います。

この制度ができて10年以上になるかと思いますが、最初に耳にしたときは、この言葉のとおり、生まれ育ったふるさとを離れた人が自分の生まれた故郷に納税をすることだと、こう思っておりましたが、どんどん拡大して、現在の状況とは違うようです。現在の状況をお知らせください。

最後に、入札制度について伺います。

昨年度の工事入札において、最低制限価格と同額の入札が18件ありました。このことは単なる偶然ではない、情報漏えいの疑いについて指摘するような内容の新聞報道がなされました。こういうことのないように、入札制度の見直し提言を行ってきたところでございます。どのような見直しを行ったのか伺います。

以上で第1回目の質問を終わります。再質問については自席で行います。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、農水産課から環境保全について、（1）の現状どのように行われているかにつきましてご回答申し上げます。

現在、今まで農村集落は農業者たちの共同作業によりそういった保全が行われておりましたけれども、そういった農家が少なくなってきたというようなことで、国のほうでは、農業農村に有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動に対しまして国・県・市が支援し、地域資源の適切な保全管理を推進するため、多面的機能支払交付金という事業が行われてきたところでございます。

取り組みの内容は多岐にわたりますが、主な内容といたしまして、農地のり面の草刈りや水路の泥上げ、農道の路面維持、遊休農地を活用した景観形成などの活動があります。活動区域の農振農用地の農用地区域内の農地面積に対しまして、そういった活動をする団体に交付金が支払われているところでございます。

次に、（2）の今後の対策についてでございますが、農地として活用するため、担い手への農地利用集積や、地域の共同活動による多面的機能支払交付金を活用した事業のほうを推進していきたいというふうに考えております。また、生産基盤の強化のため、新たなほ場整備についても、要望等により検討していきたいというふうに考えております。

続きまして、3番の農業問題についての（1）耕作放棄地の対策についてであります。耕作を継続するための方策として、水田の経営所得安定対策のほか、各種農業の補助事業のほうを実施しております。耕作放棄地を増やさないための農地の担い手への利用集積、また地域共同活動による事業の活用を推進しているところであります。

また、農業委員会の農地利用最適化推進委員による農地のパトロールや、担い手への集積・集約に係るあっせん等の活動のほうも実施しており、耕作放棄地対策の連携を図っているところでございます。

次に、（2）の担い手の育成についてでございますが、市では、効率的かつ安定的な農業

経営の育成を図るため、地域農業の担い手となる認定農家の確保・育成を進めております。あと、県、JA等関係機関で構成される旭市担い手育成総合支援協議会によりまして、認定農業者になるための農業経営改善計画の作成支援も行っているところであります。

あと、具体的には、農業経営の安定や生産性向上のために、県の補助事業であります「輝け！ちばの園芸」等、そういった補助事業のほうを活用し、また市では上乘せ補助を行い、経営の安定や生産性の向上につながるようにいけばというふうを考えております。

次に、3の(3)のほうの後継者対策についてであります。後継者対策は市にとっても重要な課題の一つでありまして、国や市による支援を今後も行っていきたいというふうを考えております。まず国の支援としましては、農業次世代人材投資資金がありまして、新規就農される方への独立自営就農など、一定の要件を満たした方に助成を行っているようなものでございます。

あと、市独自では、市外から転入した方で新規農業を始める方に対しての、新規転入農業者支援事業というものを用意し、支援を行うようなことで予定しているところであります。

農水産課からは以上でございます。

○議長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは、大きな2番のゲリラ豪雨対策というところについて、ご回答申し上げます。

まず(1)のほうの危険箇所が何か所くらいあるかということでございますが、危険箇所につきまして、旭市として一般的な捉え方で申し上げます。千葉県では、崖崩れによる土砂災害の危険度が高い場所を、土砂災害警戒区域または土砂災害特別警戒区域として指定しております。これらの区域を危険箇所と考えておりまして、旭市においては、平成30年度まで89か所が指定されておりまして、今年4月に15か所が追加されました。現在104か所が指定されているところでございます。

それと、(2)のほうのこれからの対応ということですが、なかなか難しい部分がございます。根本的には、その崖をどうするかということになってこようかと思いますが、民地もございまして、一長一短にいくものでもございませぬ。市民の命を守ることが一番大事なことかなとは考えておりまして、この危険箇所につきましてハザードマップを作っているのはご案内のとおりかと思っております。地域の方々に周知をしておりますし、ホームページにも掲載しておりますので、それを基に対処をそれぞれでしていただくことになってまいります。実際、大雨が降りまして土砂災害警戒情報が出た場合には、早目の避難を呼びかけ

る、避難所なども開設すると、こういったことを行っているというのが現状でございます。

私からは以上です。

○議長（向後悦世） 建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、建設課からは大きな2番のゲリラ豪雨対策についての2点目、これからの対応についてということで、内容につきましては道路関係になってしまいますが、ゲリラ豪雨による道路被害への対応ということでご説明をしたいと思います。

建設課におきましては、ゲリラ豪雨や台風等の大雨が予想される際には、市道や赤道のパトロールの強化を図り、排水施設の点検、清掃等を事前に実施することとしております。しかしながら、ゲリラ豪雨等により一時的に排水施設の許容を超えた場合は、路肩の洗掘、道路のり面の崩落などの被害が予想され、仮に被害が発生した場合には建設課が復旧工事等で対応をいたしております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、私からは4番目のふるさと納税について、現在の状況について申し上げます。

そもそもふるさと納税制度につきましては、生まれ育ったふるさとに貢献できる、または自分の意思で選んだ自治体を応援する制度として、平成20年に創設されたものでございます。寄附をしますと、寄附額のうち2,000円を超える部分について所得税と住民税から控除を受けられるほか、寄附金の使い道について指定できたり、寄附をした自治体からは地域の特産品や名産物などのお礼の品を受け取ることができる制度でございます。

現在どのように動いてきているかといいますと、こちらのお礼の品、広く返礼品というふうに呼ばれておりますけれども、本来の制度の趣旨から逸脱して、一部の団体による過度の返礼品の送付が指摘されたことを受けまして、地方税法等の一部が改正されまして、本年6月1日以降、返礼品の還元率を3割以内で地場産品に限るなど、一定の基準に適合した自治体のみをふるさと納税制度の対象とする指定制度が創設されたところでございます。

これを受けまして、旭市におきましては、制度の指定基準を満たしていることから、先月5月14日に対象団体に指定されているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから5番目の入札制度についてのうち、（1）どのような見直しを行ったか。この中で最低制限価格をどのような見直しを行ったかについてお答えいたします。

本年4月1日から、市の発注する建設工事において最低制限価格の算出方法を改定いたしました。従来、最低制限価格につきましては、予定価格に、土木工事におきましては100分の70、建設工事におきましては100分の80を乗じた額を最低制限価格として設定いたしておりました。改定後につきましては、県の算出方式に倣いまして、予定価格の100分の75から100分の92の範囲で、工事設計額の各費目である直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費にそれぞれ決まった率を乗じて得た額を合計し、消費税相当額を加えた額を最低制限価格として設定することといたしました。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） それでは、再質問を行います。

まず最初の環境保全についてですが、現在この事業をやっている団体はどのぐらいありますか。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 市内では13団体がございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） これはあれですか、よく農地・水等と聞きますけれども、例えば台地の畑なども対象になるのでしょうか。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） これは多面的機能支払交付金というふうな、今事業名を言われていますが、以前は農地・水・環境保全というような名称でございました。その後、制度の改正等によりまして現在の名前が変わったようなものでありまして、あと、台地の畑のほうですけれども、これは対象となる地区は農振農用地区域の農用地であれば、支払交付金の対象面積としてカウントすることができますので、そういった面で団体を設立していただければ、または地区を拡大ということで既存の地区で拡大していただければ、実施することは可能だ

と思います。

以上です。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） こういう事業は非常に環境がきれいになって、いい事業だと思います。こういうのはだいたい予算というのはずっと続くんですか。今後の対策、今後どのようになるのか。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 今後こういった事業が続くのかということですが、この事業自体は開始から5年ごとで見直しが行われておりまして、まだ当分継続していけるのではないかなというふうに考えております。負担割合も、先ほど申し上げましたように国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1ということで、義務的な負担がありますので、国の制度が続けば今後も継続できるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） それでは、2番目のゲリラ豪雨対策について伺います。

これは、まず建設課のほうのあれでもいいですかね。道路のパトロール等をしているということですが、雨で地盤が緩んで崩れるというほかに、道路が川みたいになって、それで道路の隅に落ち葉等が堆積して、道路の脇からのり面のほうに水がどんどん流れると、そういうので崩れるのが大きいんですよ。ですから、そういった等の対策はどのようにお考えか伺います。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、建設課のほうからお答えをさせていただきます。

まず、道路の排水でのり面等が崩れてしまうというお話ですが、排水のない道路ということでご理解をしてよろしいでしょうか。例えば、このような道路につきましては、農地区域でございます。側溝等や排水施設が整備されていない場所と考えております。まず、道路自体が雨を受けますと、一帯が水路のような状態になってしまいまして、それでり面等が崩落してしまうということですが、これらを防止するためには、舗装の材料で盛り上げますアスファルトカーブというものがございます。それらを設置したり、あるいは

土のうなどを設置して対応してございます。

また、現在設置されている施設につきましては維持管理に努めておりますが、破損あるいは老朽化している箇所については、随時対応を行っている状況でございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） そうですね、旧旭地区は山林とかありませんから、ところが飯岡、海上、干潟は山林や傾斜地があります。毎年毎年、合併前は台風の被害があると四、五百万円の復旧費がかかっておりました。ですから、ぜひ見回りをしていただけると、それを出さなくて済むんですよ。

前も申し上げましたが、これは国・県がやってくれたんでしょ、岩井地区にお不動様があります。あの上の道路からあふれた水で大きな山崩れがおきました。あれ復旧費は1億円近くかかったんじゃないですか。あれは県がやってくれたからいいんですがね。そういった点もありますので、それを土のうとか積みばそれを未然に防げるので、ぜひ見回りのほうをよろしくをお願いをしたいと思います。

それでは、次の産業課のほうの担当になりますか。申し上げたいのは、耕作放棄地等があって、そういうのがやはり災害を発生していると。昔はそういうことはなかったんです。例えば、この干潟八万石という広大なところ。私も今、朝来たんですが、広域農道の突き当たりから大正道路まで約2.5キロの所に、もう既に作っていない田んぼが18枚もあるんですよ。こういったところを、やっぱり耕作放棄地を防いでいただくということが、このゲリラ豪雨対策にもなると思う、そのような質問なんです。

例えば、この干潟耕地が、よく言われますダムのような効果があるとね。大雨が降ったとき、ざっとですが計算したら、この保水能力というのは、水路を合わせると700万トンか800万トンになるんですよ、一時的に。これが一気に流れちゃったりすると、この辺の河川等が氾濫を起こしますので、そういった意味での対策も農水産課のほうとしてはお考えであろうかと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、農水産課のほうでのそういったゲリラ豪雨等、農地の調整機能についての対応ということでお答えをさせていただきます。

当然、今議員がおっしゃったとおり、水田の保水調整機能というのは災害対策の一つの役

割を担っていることは、当然私どもも認識をしております。そういった面で、農地の防災、減災力の強化につきましては、水田やため池の雨水調整貯留機能のほうを活用するため、当然、農業関係者のほうにおきましても、水路の見回りや点検、水門等の開閉操作などを施設管理者が実施し、災害の発生防止に努めているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） いろいろ申し上げてきましたが、次は大きい3に移ります。

これがみんな関連があって、問題はここなんです。ここが一番、私、今回質問したいところなんです。例えば耕作放棄地の対策、これは大規模農家の方々が今やってくれていますが、小さい1反ぐらいの田んぼ、昔は1反だったら大きな田んぼだったんですが、そのぐらいの田んぼは今、なかなか採算性が合わないんでしょう、大規模農家の方はやってくれないんですよ。それがどんどん耕作放棄地になっていくということなんです。こういった面の対策は何かお考えでしょうか。

○議長（向後悦世） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時 0分

○副議長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を努めますので、ご協力のほど、よろしくお願い致します。

引き続き、木内欽市議員の一般質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、3の（1）の耕作放棄地の対策についてのうちの条件の悪い水田等について、何か対策はというようなことでございます。

現在、考えられるのが、耕作条件が悪く水田では採算がとれない水田を耕作されている所については、園芸作物など高収益作物に取り組むことで、水稻以上の収益が期待できることから、そういった意欲のある農家の方が希望すれば、そういったところにつなげていって、耕作を続けていただければというふうに考えております。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） ここに5月31日の日経新聞の記事があるので、ちょっと参考までに述べさせていただきます。

県内の自治体や農業生産者の中で、耕作放棄地などを使ってオリーブを栽培する動きが広がっている。農業6次産業に高度化する効果も期待でき、地元自治体も地域活性化につながると、積極的に支援している。具体的にどこがやっているかといいますと、睦沢町では耕作放棄地3万8,000平方メートルの農地に1,900本のオリーブを植えた。温暖な気候と土壌で、耕作放棄地が多い同町を栽培の最適地と選んだと、こういうことであります。それと、ここでは道の駅で、今年の秋からは、オリーブオイルの加工品を製造・販売する予定だということでもあります。

同じくいすみ市では、4月から市が主導で市に寄贈された苗木108本を地域おこし協力隊が管理、市の農林課では遊休農地の再利用に加え、農業所得の向上や6次産業化への展開を期待しているということでもあります。

お隣の銚子市では、18年4月に千葉黒潮オリーブネットワーク本部を設立、苗木のオーナー制度を導入し、耕作放棄地などで栽培をします。オリーブを使った料理を紹介するセミナーを3か月置きに開催、将来は市内の水産加工業者と共同で特産加工品を開発する計画があると。同団体の代表は、銚子市を代表する次世代の産業として根づかせたいと、こういうことであります。ですから、本市の場合にも条件は同じでございますので、そういった耕作放棄地にオリーブ等の栽培等はお考えいただけないでしょうか、提案申し上げます。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員の再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） ただいま先進地の事例をご提案いただきまして、本市でも、先ほど銚子市で活動されている方のグループかと思うんですけれども、植えているというような情報は把握しているところでありますが、これを農業のほうで継続的に続けていけるような仕組みというのは、現在ありませんので、そういったものは、またちょっとそういった要望等に基づきまして検討していきたいなというふうに考えております。

また、市でも特産品を開発するための補助事業とか、そういった制度もありますので、そういったものを活用していただくような計画をお持ちになれば、こちらのほうでも関係機関と連携して進めるような形をとりたいと、そんなように考えておりますので、よろしくお願

いたします。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 県内にそういった自治体があるわけですので、ぜひ視察なり研究をしていただきたいと、このように思います。

次に、担い手農家の育成について。

いろいろ、大きな1番目から環境保全等、あるいはゲリラ豪雨対策を申し上げてまいりましたが、全部これ関連しているんです。ですから、最終的には担い手農家の育成、こういうのをして守っていただきたいと。この後の（3）にもありますが、あと後継者対策、ここがメインでございますので、重複する質問もあろうかと思いますが、よろしく願いいたします。

いろいろシステムがあると言いましたが、先ほどの回答では、県の補助事業である旭市担い手育成協議会とか、「輝け！千葉の園芸」云々とありましたが、利用者がどのくらいあるんでしょうか。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員の再質問に対して答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 「輝け！千葉の園芸」に関しましては、昨年度は27件、要望がありまして、全て採択されたというようなことでございます。それで、今年度の「輝け！千葉の園芸」のほうは17件の希望がありまして、14件が採択ということでございます。

以上でございます。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） こういうのは、いろいろな制約等はあると思いますが、こういった事業に市独自の単独での補助というのはできないんでしょうか。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員の再々質問に対して答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 「輝け！千葉の園芸」等、そういったものに対する市独自の補助はということでございますが、実際、「輝け！千葉の園芸」に関しましては、個人認定農家の場合ですと、県が4分の1、それに対しまして市のほうが20分の1の補助を行いまして、3分の1の補助になるような形で、上乘せ補助を行っているところでございます。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） ありがとうございます。

それでは、質問の小さな3、後継者対策ですが、これ前回は質問したんですが、農業後継者、安定するまでの間、年間150万円支給されるとありますね。夫婦だと200万円ぐらいなのかな。これは非常にいいシステムだと思ったんですが、これは就農して親と同じ作物では駄目だと。全く別の作物でないと駄目ということなんです、そうになるとなかなか、これをする人は少ないと思うんです。だいたい親がやっていたのをやりますからね。親がハウスでキュウリを作っていればキュウリやるし、花を作っていれば花をやるし、イチゴをやればイチゴをやるんですよ、ノウハウがありますから。これを、全く別のものでないと出ないという、いろいろ制約があると思うんですが、どうしてこれ、別のものでないと駄目なんだろうか。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員の再質問に対して答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） ただいま議員がおっしゃったのは、国の支援で農業次世代人材投資資金という補助金でございます。これは、新規に就農された方が独立・自営就農時など、一定の要件を満たした場合に、農業経営のほうを始めてから安定するまでの5年間、150万円を交付するというようなもので、要は農業が安定するまで生活できなければいけないということでもありますので、最低限、そういった生活ができるようにということで、そういった目的で交付がされているものでございます。

親元就農して、親御さんと同じ経営ですと、そういったものの必要性というものが薄れてしまうというようなことで、同じ経営では対象になっていないのが現状であります。なる場合もあるんですけども、後々で一応そういったものがどうであったかという国の検査を受けますと、対象にならなくなるケースが多いということで、独自の経営に取り組んでいただいた方が中心になって、対象になっているという状況でございます。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） あと、先ほどありました、市外から転入して新規に農業を始めた方に対して、新規転入農業者支援事業というのがあるそうですが、これは対象者はありましたか。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員の再々質問に対して答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） こちらのほう、平成28年からだと思うんですが、制度を作ったん

ですけれども、まだ今のところ受けられた方はいらっしゃらないと。ゼロという状況でございます。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） ですから、せっかくこういう市外から転入しても、実際はないということなんですよ。ですから、あくまでも既存の市内の農家の方に頑張っていただかなければならないということで、ぜひ後継者に対しても、大きな認定農家でいろんな方にはいろんな補助金ありますが、例えば認定農家になっていない方には薄いように感じます。

私どもが地元、だいたい農家は農学校に行って、ほとんどの卒業生はそのまま農家を継ぎました。ですから、人口も減らないし、要するに働き場があるんですからね。今、大規模農家になって、大きい人は、先ほど聞いたらもう40町や50町ぐらいざらにできるといって、干潟耕地1,200ヘクタールぐらいあるんですかね。そうすると、30人ぐらいの農家でできちゃうんですよ。昔は、それだけあったら1,000人以上の農家がそれで食べていたんですが、今、米価の下落等々で、そうすると二、三十人の農家でできちゃうといって、やっぱりどうしたって働き口がないんですから、人口も減りますよね。

ですから、私は何を言いたいかというと、大規模農家の育成も当然大事ですが、大規模でない農家の育成、後継者の対策も必要ではないかと思うんですよ。結局、その人たちがいなければ、私、きょうも来たんですが、先ほども言いましたけれども、減反の使っていない田んぼが18枚ぐらいあるんですよ。これがだんだん広がっていっちゃうということになると、さまざまな面で弊害が出ますので、後継者に対する市独自の援助とか、そういったものをお願いできないかと思うんですが。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員の4回目の質問に対して答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 農業後継者に対する支援ということの中で、ずっと私もそういうことについては考えているところでありますけれども、個人に支援するという部分は、行政としてはなかなか難しい部分もありますし、後継者育成対策事業というようなことの中で、何かできないものかなという部分で、今、農水産課に指示しております、新たな旭市独自の、全国で5位の農業産出額を誇っている旭市だからこそやれる何かを見つけてほしいということ、私もそういうアイデアは長年考えていたんですけれども、なかなかいい政策がありませんので、議員の皆さん方、そしてまたいろんな方々の知恵をかりながら、新たな旭市にふさわしい農業後継者対策推進事業という部分でやっていきたいと、そのように思っております。

ますので、よろしく申し上げます。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） ありがとうございます。ぜひ、よろしく申し上げます。

前後しますが、先ほど言った例えば休耕地にオリーブだとか、こういうのは大規模農家、40ヘクタール、50ヘクタールやっている人はなかなかできないと思うんですよ。こういうのができるのは、やっぱりそれより下の農家の方ならできますので、併せて両方の支援をお願いしたいということで、次の質問に移ります。

ふるさと納税でございますが、先ほども申し上げましたが、ふるさと納税の本来の意味は、小さいころに市や町に世話になって、教育であるとか病院であるとか、いろいろ税金の恩恵を受けて育ちますね。それが、成人して都会へ出てしまって、そうすると今度、納税は都会でするわけですよ。地方の自治体にとっては、子どもたちが小さいうちは税金でいろいろサービスをやるんですが、大きくなったら都会へ行ってしまう。そういったためのふるさと納税、これが最初の出発だと思うんですね。それが、いつの間にか返礼品ということで、返礼品が大きいほうにどうしても納税が行っちゃう。そうすると、先ほどもちょっと聞いたんですが、住民税や所得税が軽減されるわけですから、よそにふるさと納税をされちゃうと、旭市の税収が落ちるわけですよ、それでいいんですよ。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員の再質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 例えば、旭市民がほかの市町村へふるさと納税、これは寄附金の制度なんですけれども、正確には納税ということではないんですが、した場合には、それだけ税控除されますので、交付税のほうで、全額ではないですけれども、見ていただいているのが現況でございます。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 交付税で減った分の何割かは返ってくるということですが、基本的には、よそへ納税されちゃうと旭市の税収は落ちるということで間違いないでしょう。ですから、そういった意味であるならば、旭市にどんどんふるさと納税をしてもらわないと、ちょっと割に合いませんよね。返礼品が多いところへ寄附しちゃって、旭市の住民税が減るんですから。ですから、旭市内で逆に人気のある返礼品というのはどのようなものがあるんでしょうか。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員の再々質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 現在のところ、旭市で人気のある返礼品ですけれども、梨やイチゴ、トマトなどの農産物や水産加工品、それからコショウラン及び市内の縫製工場で製造しているバッグなど、このバッグはかなり人気があります。そのような物が返礼品として好まれているところでございます。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） ですから、例えば旭市にすばらしい返礼品があると。我々が旭市に、地元ふるさと納税やっても、我々には返礼品は来ないんですよね。ここがちょっと、さっき聞いたら市長が、銚子市はそういうのがあると言うんですが、銚子市みたいに市民がやっても市民に返礼品をいただけるようには、これは市独自でできるんでしょう。できないんですか。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員の4回目の質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 先ほど市長が申し上げておりましたけれども、確かに銚子市は今まで、よそに流出を防ぐという意味で、市民からの寄附についても返礼品を送っておりました。そういった自治体、ほかにもございました。ただし、この6月1日からの制度改正によりまして、同一自治体へ、自分の住んでいる自治体へ寄附した場合には、返礼品を返してはならないということに制度改正されましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） じゃ、やはり、よそからいっぱいふるさと納税するようにぜひアピールをお願いしたいと、このように思います。

それでは、最後の入札制度についてですが、これはマニュアルとかありますよね、入札の。何でしたっけ、そのときに匿名の通報では何もしないとか、何とかあったんですが、もう一度その辺について、詳しくマニュアルを教えてくださいませんか。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員の再質問に対して答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 申し訳ございません。今、ちょっとマニュアルを持っておりませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思ひます。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） たしか、前回そのような答弁があったと思うんですが、それから考えて、あれ何でだろうなと思うんですよ。だいたい談合情報とか寄せるのは、ほとんどが匿名だと思うんですよ。なかなか実名でそういうのをやる人はいないと思いますので、匿名でも談合を一応聞き取りをすとか、中止をすとか、例えば新聞社なんかから通報があった場合は、新聞社は匿名ではありませんよね。ですから、そういったふうなことはできないんでしょうかね。せつかくというより、通報があったやつが、匿名の場合には何もしないのでは、ちょっと片手落ちのような気がするんですが、その辺、再度お尋ねいたします。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員の再々質問に対して答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 匿名の際には調査をしないかということでございますけれども、匿名ということで、ある程度いたずらだとか、そういったものも考えられるということで、今までは対象にしないといったマニュアルがございました。マニュアルにつきましては、これからも常に見直していかなければならないというふうに思っております。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） ですから、失職された議員が言っていた、その言葉は今でも思い出しますよ。18件も最低価格と同じで、おかしいと思わない、あなた方がおかしいよ。これ、的を射た言葉だと思いますよ。皆さんは不正がないと、当然ないでしょうけれども、一応そういう報道があった場合には、一般の人たちは不正があったという目で見るとですよ。皆さん、見られるだけで嫌でしょう。ですから、そういうのを防ぐために、入札の制度改革をどのようにしたのかというお尋ねなんです。

私がちょっと今見たら、どこでしたっけ、長野県の田中知事、あの人がすばらしい功績を上げたのは、長野県で一切談合とかそういうのがなくなったというんですよ、何をやったか分かりませんが。

あと、横浜市では人口300万人以上ある大きな市、当然そうですが、職員にアンケートをやったそうですよ。一番多かったのは、やっぱり議員からのそういう、圧力ではないけれども、議員からのそういう無理な要望。次が、市会議員が一番、次が国会議員、県会議員、いろいろあって、役所のOBとかがずっと下なんです。そうすると、5,500人ぐらいアンケートをしたら、2,300人ぐらいがそういうことを受けたことがあると答えているんですよ。ですから、防止するために、そういった先進地の事例もあるので、旭市としてもそこら辺を検討して、もうそういった目で見られないような入札方法の見直しというのをお願いしてい

ただければという提言なんですが、ぜひ前向きな答弁をお願いします。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員の4回目の質問に対して答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 入札の際のいろいろ情報漏えいとか談合とか、いろいろ投書とか、そういった部分あります。私も建設課もいろんな部分での工事が多いわけでありまして、その都度都度、いろんなうわさも立てられるということは、職員にとって非常にかわいそうな部分があると。そういったことの中で、しっかりとそういった疑義が持たれないような、そんな入札の仕方、そういうものを研究してくださいというようなことで、今、進めておりますので、見直しも含め、入札制度の全体は見直しましたけれども、まだそれでもいろいろな部分であると思いますので、そういった市民にも、市外の方々にも、業者にも、そういった問題が生じないような入札制度をしっかりと作っていきたくと、そんなふうを考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○副議長（宮澤芳雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 先ほどのご質問の中で、談合等が入った場合にどういった基準で調査を行うか、談合マニュアルということで、今ちょっと手元にございますので、回答させていただきます。

調査委員会は、落札者決定前に情報を把握した場合、当該情報が次の基準のいずれかに該当するか否かを判断し、該当する場合には情報聴取等、必要な調査を行う。情報提供者の氏名及び連絡先並びに対象工事等名及び落札決定業者が明らかである場合、情報提供者が匿名である場合は、旭市に直接通報する者の氏名及び連絡先並びに対象工事名及び落札予定業者が明らかであり、さらに下記に示す情報のいずれかが含まれているという場合ということで、その場合につきましては、談合に関与した業者名、談合が行われた日時及び場所並びに具体的な談合の方法、落札予定金額、特定の業者から入札金額を指示されている、その他云々とございます。それに基づいて、対処したということでございます。

○副議長（宮澤芳雄） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

◇ 高 木 寛

○副議長（宮澤芳雄） 続いて、高木寛議員、ご登壇願ひます。

（9番 高木 寛 登壇）

○9番（高木 寛） 議席番号9番、日本共産党、高木寛です。

今回の一般質問ですが、四つの質問事項を取り上げましたので、明快な答弁を期待いたします。

第1点目です。各種基金、積立金について伺います。

決算カードで確認しますと、積立金現在高として表示されています財政調整基金、減債基金、特定目的基金の3種類がありますが、旭市ではどのような種類の基金がありますか。それらの現在高について答弁を求めます。そして、その利用、使途についてはどのようなものですか、伺います。

次に、第2点目です。農業問題についての質問です。

家族農業・小規模農業の役割を重視し、各国が支援しようと国連が提唱した家族農業10年、これをどのように考えますか、伺います。

安倍政権は家族農業の10年、これに賛成していますが、現実に推進しているのは、それとは真逆の農業と家族経営の切り捨てです。日本の農業経営の98%は大小多様な家族経営です。それが今、歴代政権の農業つぶしによって急速な減少と高齢化が進み、深刻な危機にあります。旭市の農地減少と働き手、農業後継者の状況はどのようなものですか、伺います。

農業に関する病害虫に対する施策は、どのようなものですか。特に、豚コレラ・ケブカトラカミキリ・ジャンボタニシについて伺います。

次に、第3点目です。国民健康保険税についてです。

安倍政権が2018年4月から開始した国保の都道府県化で国保税が引き上げられています。旭市での滞納状況と差し押さえについて伺います。

滞納状況によって、資格証や短期証の発行になりますが、その発行状況はどのようなものですか。

現在、徴収している均等割・平等割をなくしてはどうかという要望をします。均等割は世帯の人数に応じて保険税がかかり、平等割は各世帯に定額でかかる人頭税です。家族が多いほど保険税が高くなる仕組みです。所得にかかわらず、人間の頭数に応じて課税する人頭税は人類史上最も原始的で過酷な税であり、時代錯誤で極めて逆進的な負担であると指摘します。

次に、第4点目です。広域ごみ処理、最終処分場予定地についてです。

3月議会で緊急質問をさせていただいた銚子市森戸地先の最終処分場から大量の不法投棄ごみが見つかり、その後の状況を伺います。不法投棄のごみの数量はどのような状況ですか。また、そのごみの処分方法はどうされますか。そして、処分にかかる費用はどのくらいです

か。処分場用地についての調査はどのようなものでしたか。業者とその結果はどのようなものですか。これらのことについて答弁を求めます。

これで、第1回目の質問を終わります。あとは、自席での質問といたします。よろしくお願いいいたします。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の一般質問に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから1番目、各種基金、積立金について、（1）種類とその現在高について、（2）その利用、使途について、これらにつきましては関連いたしますので、一括してお答えさせていただきたいと思えます。

平成30年度末時点での基金の状況について申し上げます。

基金につきましては、一般会計が12種類、現在高は約174億6,600万円、特別会計が5種類、現在高は11億6,300万円、計17種類、約186億2,900万円でございます。

一般会計の基金のうち、主なものの金額・目的について申し上げます。

はじめに、一般財政調整基金につきましては、3月末時点での現在高は約95億1,700万円、目的につきましては、年度間の財源の不均衡に備えるため、余剰金などを積み立て、計画的な財政運営を行うことを目的として設置しております。

減債基金につきましては、3月末時点での現在高は約5億7,600万円で、内容につきましては、将来にわたる財政の健全運営のため、市債の繰上償還を行う場合や、公債費の増加に対処するための財源の確保を目的として設置しております。

公共施設等整備基金につきましては、3月末時点での現在高は約10億200万円で、市が所有または管理する施設等の整備や保全のために必要な財源を確保し、公共施設等を適切に維持管理することを目的として設置しております。

庁舎整備基金につきましては、3月末時点での現在高は約19億1,990万円で、現在、建設が進んでおります新庁舎の整備に要する経費の財源に充てるため設置しております。

地域振興基金につきましては、3月末時点での現在高は約28億6,000万円で、市民の連帯の強化及び地域振興を図ることを目的として設置しております。

主な基金の現在高と目的については以上でございます。

○副議長（宮澤芳雄） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、2の農業問題につきまして回答申し上げます。

初めに、国連が提唱した家族農業10年についてでございますが、新聞報道等を見ますと、

この提唱は世界的な問題として、食料安全保障の確保、貧困・飢餓撲滅や地域の形成などに大きな役割を果たしている家族農業の価値や知見を見詰め直し、発信していく国連の考えであると理解しております。

国や県や関係機関との連携のもと、消費者ニーズに対応した計画的な生産を支援し、流通・販売体制の確立を図るとともに、必要な施設整備を推進し、市の農業の生産的な向上に取り組んでまいり予定でございます。

次に、(2)の農地の減少はというようなことですが、現在、市が把握している農地の面積につきましては、これは固定資産税の概要等のデータによりますと、平成30年度と31年度では、約10ヘクタールが比較して減っているような状況でございます。

次に、働き手につきましては、農林業センサスという統計がありまして、そちらの農業従事者数によりますと、平成22年度と27年度のデータがありまして、そちらを比較いたしますと、5年間で1,248人が減少しているようなところでございます。

次に、農業後継者の状況といたしましては、こちらも農林業センサスのデータによりますけれども、平成22年と平成27年を比較いたしまして、後継者は238人が減少している状況でございます。

次に、(3)の病害虫に対する施策等につきましては、まず豚コレラは家畜伝染病に指定されておりまして、強い感染力と高い致死率が特徴で、畜産業の盛んな本市では、このような病気が発生しますと大きな被害が出てまいります。感染対策といたしましては、病原体を農場に入れないことが重要であります。各農場における日ごろの適切な飼養衛生管理、防疫対策が徹底されるよう、関係機関と連携しながら働きかけを行っているところでございます。

次に、ケブカトラカミキリでございますが、こちらの被害対策につきましては、広報、市のホームページに掲載するとともに、区長を通じ、啓発チラシを回覧し、周知を図っているところでございます。

また、特に被害が大きい地域につきましては、啓発チラシのほうを各戸へ配布し、被害が拡大しないよう呼びかけを行っているところでございます。

次に、俗名ジャンボタニシでございますが、こちらの被害拡大防止のためには、冬の間の耕起をはじめ、水田の取水口に進入防止のためのネットや金網の設置、食害防止のための田植え後の適切な水管理を行うとよいということですので、このような情報のほうをホームページや広報あさひなどで公表するとともに、水稻農家のほうへ配布する文書等には、啓発チラシ等も併せて送付を行いまして、注意喚起を行っているところでございます。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 大きな3番の国保税の状況についての（1）滞納と差し押さえについてということで、国民健康保険税の滞納世帯数でございますが、令和元年5月末現在で2,349世帯となっております。主な滞納理由といたしましては、納税意識の欠如815世帯、生活困窮が336世帯ということになってございます。

あと、差し押さえの状況等について、お答えいたします。経営不振が98世帯、低収入が95世帯、私債権の返済が55世帯、その他が950世帯で、合計2,349世帯となっております。

また、国民健康保険税につきましては、差し押さえ件数が352件、給与差し押さえが216件、生命保険が56件、預貯金が49件、年金が13件、国保税の還付金が12件、その他が6件で、合計352件となっております。

続きまして、（3）の国保税の均等割・平等割をなくしてはどうかということなんですけれども、これにつきましては、地方税法第703条の4項の4の規定において、国民健康保険税の標準基礎課税額の算出方法につきましては、所得割・資産割・均等割及び平等割の4方式と、所得割・均等割及び平等割の合計3方式、所得割及び均等割の2方式のいずれかによることとされております。本市においては、平成30年4月に資産割を廃止いたしまして、現在は所得割・均等割・平等割の合計3方式の課税としております。したがって、現行法において、均等割・平等割の双方を廃止することはできません。ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） 3番、国保税の状況について、（2）保険証の発行状況について申し上げます。

平成30年度末の国保世帯数は1万1,134世帯です。そのうち、一般証が1万319世帯、資格証が147世帯、短期証が668世帯となっております。短期証の内訳といたしましては、3か月短期証が444世帯、6か月短期証が224世帯となっております。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 環境課長。

○環境課長（木内正樹） それでは、4、広域ごみの最終処分場をめぐる問題について、お答えさせていただきます。

銚子市森戸町において建設工事を進めている広域最終処分場建設計画地から見つかった不法投棄ごみは、農業用ビニールが約600立米、これはフレコンバッグ600袋となります。それと瓦やコンクリート片等を含む瓦れき類が700立米とのことです。これらの処分方法としては、農業用ビニールについては、旭市が管理する市有地に仮置きし、広域ごみ処理施設稼働後に焼却処理をします。また、農業用ビニールの運搬は建設工事の請負事業者が実施したとのことです。瓦れき類については、銚子市の最終処分場に埋立処分させていただき、その際の処理手数料については、無料にさせていただくことになりました。また、瓦れき類の運搬は建設工事の請負業者が実施するとのことです。

これらの処分に係る費用としましては、農業用ビニールのフレコンバッグ詰め作業費約630万円と、最終処分物フレコンバッグの運搬費に300万円が見込まれます。広域最終処分場建設計画地の調査業務としては、施設を建設する上で必要な地質の性状や厚さ、硬さなどを調査するため、平成27年度、平成29年度に広域最終処分場建設計画地地質調査業務を協和地下開発株式会社に委託して実施したとのことです。

委託業務の目的は、不法投棄ごみの調査ではありませんが、業務において組合職員も同行し、計画地内に立ち入りましたが、草木が生い茂っており、不法投棄ごみは確認できなかったとのことです。

以上でございます。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、自席で質問させていただきます。

まず、1項めの基金積立金の種類とその現在高については、今、伺いました。特に財政調整基金について伺います。

先ほどの答弁では、およそ95億円以上あります。この財政調整基金ですが、これはどのようにして基金が積み上がっていくのか。6月5日の市長の政務報告の決算概要では、10億7,000万円の黒字が見込まれると報告されました。この黒字額から何割かが積み上がるのですか。このことをお伺いします。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再質問に対して答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、質問2点あったかと思います。どのようにして基金が積み上がるのか、この黒字額から何割かが積み上がるのですかということでございます。

財政調整基金につきましては、合併以降、定員適正化計画の着実な実行による人件費の抑

制や、行財政改革の推進、交付税算入のある有利な起債の活用など、さまざまな取り組みの結果として、約95億円の基金が積み上がってきているというふうに認識しております。

余剰金につきましては、地方財政法第7条の規定によりまして、余剰金の2分の1を下らない額を基金への積み立て、または地方債の償還財源に充てることとされております。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 旭市では、この10億円の半分が積み立てになると。これというのは、予算を使わずに余剰金を意図的に作り出しているのではないかというふうに思うんですね。余剰金というのは予算と決算の差し引きの結果ですが、予算をもっと正確に作成すべきであれば、10億円以上の差、余剰金が出ないというふうに考えます。答弁の中に、何かのときにとっておきたいとか、今後ますます人口減少が進むための備えですとか、そういう答弁をいただいておりますが、余剰金はやるべき行政需要を削った結果だと私は思っています。その辺はいかがでしょうか。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再々質問に対して答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 予算を使わずに余剰金を意図的に作り出しているのではないかと
いうことでございますけれども、予算につきましては、毎年の必要な事業を見込んだ上で予算
編成をしております。その上で行財政改革に取り組みまして、それで無駄遣いをせず節減し
て、その結果が約10億円というふうに思っております。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 今の答弁で、なるべく使わないようにというお話がありましたけれども、
予算を作るときに、それに見合った予算計上されると思うんですね。最初から、使わない
ために無駄遣いはやめる、それは分かりますけれども、予算そのものの成り立ちというのが、
違うんじゃないかというふうに思うんですね。

この財政調整基金は、特定目的基金と違って何にでも使えますよね。旭市は、先ほど答弁
されましたけれども、29年度決算で95億幾らということで、これの残高比率というのは、旭
市は56.2%あると報告されています。ちなみに、50%以上残高比率の自治体は、旭市のほかに
神崎町、南房総市、山武市、睦沢町の五つの地方自治体があります。こう報告されていま
す。ちなみに、銚子市は2億1,500万円で、残高比率は5%未満です。ですから、これらを
どう見ますか。旭市は、50%以上の残高があるというのはあまりにもため過ぎといえますか、

何かその辺で意図的なことを感じるんですよね。その辺のお答えをお願いいたします。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の4回目の質問に対して答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 財政調整基金につきましては、例えば庁舎整備基金のように、特定の事業以外には使えないというような基金ではありませんが、この基金の趣旨につきましては、年度間の財源の不均衡に備えるということだと認識しております。確かに現在高は約95億円、残高比率50%以上ということで、県内各自治体と比較しても多くの基金を積み立てておりますけれども、これは市が行財政改革の推進や経費抑制を図りつつ、必要な施策に取り組んできた結果というふうに考えております。ご理解いただきたいと思います。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、2項目めです。その他の利用、使途についてということで伺います。

先ほどから言っていますけれども、財政調整基金は市町村では10%程度あれば十分とされています。旭市では、市民の要望である学校給食の完全無料化や国保税の引き下げに使うべきではないでしょうか。また、今、話題になっている加齢性難聴者への補聴器購入に対する公的補助制度として利用すべきだと提案しますが、これへの回答を求めます。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再質問に対して答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 事業の実施に当たりましては、それぞれの事業の必要性だとか有効性、そういったもので判断していくべきだというふうに考えております。今後の財政運営につきましては、一般財源の縮減や支出の増加が見込まれる状況です。財政調整基金につきましては、ある特定の事業のための原資ということではなくて、年度間の財源の不均衡に備えるという、この基金の趣旨を踏まえまして、今後、必要とされる市の行政需要に対応するため、有効に活用していきたいというふうに考えております。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） この項目では、市長にお答えをいただきたいと思います。

まさに50%以上の積立金があるんですよね。ですから、あくまでも有効的に使う。無駄遣いをせよということではなくて、有効的な使い方、95億円もあるんですから、私、前回も一般質問で取り上げましたが、学校給食の完全無料化、これに2億8,000万円、年間かかるという答弁をいただいておりますが、95億円の中のこれだけ使っても、まだまだ引き続いて長

年にわたって完全無料化も実施できると。先ほども言った国保税の引き下げにもつながると、そういう95億円をため込む財政調整基金でなく、10%あれば十分だという報告もされていますので、その辺、市長はどう考えますか、回答をお願いいたします。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再々質問に対して答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほど財政課長のほうからお話ししましたように、財政調整基金が95億円、今現実あるわけですが、この財政調整基金、今、合併の算定替えもありますし、人口も減っています。人口が減れば、公共施設等の統廃合、これも必要でありますし、縮減もしなければなりません。それと、また人口が減れば個人消費が減ります。そういった部分で、これから多くの財源の不足が考えられるわけでありまして、この財政調整基金、1年、2年で使うというようなことは、全然考えられませんので、10年、15年の旭市の安定した行財政運営をやっていく上にとって必要な部分ではなかろうかなと、そんなような思いでこれまで財政調整基金を上積みしてきたところでありまして、そのような方向で今後ともいきたいと、そのように考えておりますので、よろしく申し上げます。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） いろんなところからの指標として、市町村では10%程度あれば十分と言われているんですよ。旭市、千葉県では5自治体がある中の一つなんですけれども、50%以上なんです。旭市は56.3%、10%あれば十分だと言われている中で、なぜこんなにため込んでおくのかというのが私の意見です。ぜひ、使い道は確かに自由かもしれませんが、10年、20年先まで見越してとっておくんじゃなくて、今ある財源で市民の生活を安定させる、豊かにさせる、そういうことにぜひお使いをお願いしたいと思います。

○副議長（宮澤芳雄） 高木議員、これで4回目になりますけれども、いいですか。

高木寛議員の4回目の質問に対して答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 財政調整基金10%もあれば十分だといった話ですけれども、いろんな説があると思います。そういった話も聞いたことございますけれども、それはそれぞれの自治体だとか、置かれた状況で変化するというふうに思っております。今、財政調整基金というのは、かなり積み上がっている状況でありますけれども、これから少子高齢化だとか、あるいは社会保障費の増大、こういったものがありますので、それに備えて、これ以上積み上がってくるかどうか分かりませんが、しっかりとした財政調整基金を基にした財政

運営をしてまいりたいというふうを考えております。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 次の2項目め、農業問題についてです。

これの1項目め、国連の家族農業の10年についてどう考えますかという質問ですが、国連は今年、2019年から28年を家族農業10年とするとともに、2018年11月20日に農民の権利宣言を採択し、農地、水、種子に対する農民の権利と食糧主権をうたい上げた宣言をしました。

この提唱の中心は、家族農業を尊重することにほかなりません。市長と担当課は、このことをどのように考えますか、回答を求めます。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再質問に対して答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 家族農業10年、どのように考えるかということでありましてけれども、先ほど課長のほうからも答弁がありましたように、家族農業と専業農家、そういった部分の市の支援といいましょうか、そういった部分は両方バランスのとれた形でやっていかなければ農業は伸びないと、そのような思いでいるところであります。

先ほど木内議員からもお話がありましたように、小規模農家、家族農業、そのことをしっかりとこれからも支援をしていく、いい支援策を考えていきたいと、そのように思っておりますので、よろしく申し上げます。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、市長の答弁されましたように、いい考え、いい政策を期待いたします。

次の2項目めに移ります。

農地減少と後継者の状況についてですが、市長の政務報告では、旭市は農業の産出額は約582億円で、全国トップクラスの産出額と報告されていますが、産業基盤である旭市の農地の減少も進んでいます。先ほど課長の答弁もありました。木内議員にも答弁されていますが、農地が減少、農業後継者も減少している。こういう状況が続いている旭市の現状なんですけれども、これをどう考えていますか。どのような施策でこの農地減少、また後継者不足を捉えているのか、政策的にこういう目玉があるとか、こういう方策があるということがあれば、お答えをお願いいたします。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再質問に対して答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、まず農地減少と働き手の関係でということで、まず耕作放棄地への対応につきましては、耕作放棄地の防止策として、先ほど木内議員のご質問の中で回答したんですけれども、担い手への農地利用集積、あと地域の共同活動による多面的機能支払交付金等の事業を活用しまして、そういったものを防止していくということでございます。

また、農業委員会では、平成29年7月に任命いたしました農地利用最適化推進委員によりまして、農地パトロールや担い手への集積、集約化に係るあっせん等の活動を実施しており、耕作放棄地の解消、またはそういったものの防止に向けた連携を図っているところでございます。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 一般質問の途中ですが、2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 0分

再開 午後 2時15分

○副議長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高木寛議員の一般質問を行います。

高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、2項目のところの再々質問、企業の農業への参入や規模拡大を促す農地中間管理機構、農地集積バンクといいますか、この関連法、改定法が5月17日に可決、成立されました。家族経営農業の振興や農村の再生よりも、企業によるアグリビジネスを重視するものです。問題点が噴出していると思います。

働き手である農業後継者の大きな支えとなってきた青年就農寄附金が、2017年度から農業次世代人材投資事業と改称され、返還要件や支給打ち切り要件が導入され、国家予算も昨年度から約20億円も減額されました。旭市ではこの状況をどのように考えますか、回答を求めます。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再々質問に対して答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、後継者対策のうち農業次世代人材投資事業につしまし

て、お答えいたします。

この事業は、新規就農される方で独立、自営、就農等、いろいろな要件を満たした方に支給されるものであります。本市の状況では、現在、平成25年から現在まで、10経営体の方がこの制度を受けられております。そのうち4件の方は、5年間という期間が終了し、今年度は6経営体、8名の方が交付を受ける予定となっております。市といたしましても、今後もこういった新しい支援の方法とか、いろんなものを取り入れながら、農業後継者の育成のほうに努めていきたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、3項目めの病害虫に対する施策はどのようなものかということで、具体的に豚コレラについて伺います。

岐阜県で昨年9月に豚コレラの感染が確認され、愛知、滋賀、大阪、長野の5県が発生しました。あれから9か月経過していますが、いまだに収束が見通せない現状が続いています。感染ルートも解明されていません。また、中国では昨年8月にアフリカ豚コレラの感染が確認されました。この豚コレラですが、一度は撲滅したはずの日本で、海外からの感染が明確な形の豚コレラを再発させた国の責任があると思いますが、旭市は養豚業が盛んな地域であり、成田空港も近い地域でもあるので、感染が心配されます。再発は国の責任ですが、市長の政務報告では、家畜伝染病の豚流行性下痢の項で、防疫活動を支援するとされていますが、旭市では発生し得ない豚コレラですが、どのような対策を考えておられますか、回答を求めます。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再質問に対して答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、豚コレラの市の対策等についてお答え申し上げます。

市では養豚推進協議会なるものを設立しておりまして、防疫に関する各種勉強会の開催、またはそういった情報の共有、各農家の防疫意識の向上、農場の防疫対策の強化を図っているところであります。防疫部会では3回、防疫全体勉強会を3回、豚コレラ対策勉強会などを、平成30年度は開催しているところでございます。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、ケブカトラカミキリについて伺います。

平成28年のこの旭市議会で、当時の農水産課長が、イヌマキの木にケブカトラカミキリに

よる被害が発生している。最終的には枯れて木が死んでしまうというような状況であると。そして、被害の拡大を防止するため、樹木の所有者に適切な対処や防除等をお願いすると報告しています。

また、平成28年9月の第3回定例議会では、一般質問で取り上げられています。当時の農場の農水産課長の答弁は、県の対策として被害拡大防止事業という補助事業が創設され、市町村が主体事業となり、樹木への薬剤散布などの事業費に対して2分の1の補助をすると回答し、旭市では調査の結果、市の北西部で被害木が集中していると確認しました。市の対策として、区長を通じて防除方法等の啓発チラシ、これを回覧したり、市の広報などで被害拡大防止のため周知を行う。補助金については個人、個人で対応をお願いしているので、補助事業の実施は考えておりません。こう回答しております。

しかし、いまだに一向に収束は見られていません。反対に、被害がますます拡大されているとの報告もあります。旭市としては、このカミキリムシについてどのように対応する計画ですか、このことを伺います。そして、この被害を住民に知っていただくために、地域住民の代表である区長などに呼びかけて、周知する機会を提供してはどうかと提案します。旭市として具体的な方策などありましたら、回答をお願いいたします。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再々質問に対して答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、ケブカトラカミキリによりますマキの木の被害ということでご質問がありましたので、回答させていただきます。市として、どういう対策をということでしょうか。

このケブカトラカミキリによるマキの木の被害は、市の北西部で多く確認されておりました。庭の立ち木、またはマキ塀、そういったもの、昨年度は被害木が新たに100本程度見つかっているところがございます。市内では、マキの木を栽培して市場のほうへ流通している農家がありませんので、農業被害としての報告がされていないのが現状でございます。

それで、県の補助事業につきましては、植木生産者の経済的な被害を最小限に食いとめる目的で実施されているものでございまして、市の被害への対策については、引き続き広報、市のホームページでの周知文の掲載、または啓発チラシ等の回覧によりまして、周知を図っていきたいというふうに考えております。

また、そういった新たな対策をご希望する方等もあるようですので、そういった方とまた連携を図りながら、新たな対応ができれば、行政としてできることを検討していきたいと、

このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、この問題の最後になります。

きょうの千葉日報の記事によりますと、お隣の匝瑳市でイヌマキを2018年度の出荷額が35億円を超えたと、そう報道されています。千葉県のカミキリは平均1,000万円取引されていると。これは中国に輸出するんですけども、中国では本来、土のついた農作物を国外から輸入することはできません。しかし、この中国ではイヌマキだけは特別に許可している、そうきょうの新聞で報道されています。匝瑳市は、お隣でマキの生産農家、かなり多いと聞いています。

旭市も海岸の、ちょっと地域は私も特定できませんので、個人所有のマキ堀とかじゃなくて、生産している生産者もいると、そういうふうに聞いていますので、個人所有だから補助金が出ないとかじゃなくて、旭市にかなり発生している状況が見られる。それが、匝瑳市では補助金が出て薬剤散布の半額を持つとかということは言われています。旭市で発生して、全然、発生がとまらない、増えている状況なので、当然、お隣の匝瑳市にもまたカミキリが飛びますので、移る可能性がある。35億円も売上げを出している匝瑳市に、旭市から飛んだカミキリが、また迷惑といいますか、そういう状況が生まれたら、旭市の責任もあると思うんですね。ですから、ぜひ旭市として、このイヌマキに対する農薬散布の補助金を、匝瑳市が出しているような2分の1ですか、そういうのもぜひ活用すべきだというふうに思います。

それで、課長の答弁では、チラシを配布して周知徹底というようなお話も、回答もありました。しかし、文書で知らせるといのはなかなか浸透していかない。一つは、私、提案なんですけれども、今、防災無線というのがあります、そこで今の時期なら農薬散布、一番このケブカトラカミキリに適した農薬散布の時期ですよというのを、放送等で流して周知してもらおうというのも一つの方法かなと思うんですよ。先ほど言いましたように、区長なんか呼びかけて、ぜひ集まって勉強会といいますか、そういうのも催して、ぜひ旭市でできる対応を考えていただきたいと思います。それへの回答を期待します。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の4回目の質問に対して答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 今、議員のほうから匝瑳市のほうへということで、旭市から影響が出るんじゃないかという話でありました。それで、市でも匝瑳市と同じように補助をやっ

てはどうかということであります。

それと、あとは文書等で浸透しないで防災無線、または区長を集めての勉強会というようなお話でございました。そういったものが、本市において実施することが可能かどうかということは、ちょっとこの場ですぐ返事等できませんので、また庁内で議論をして対応について検討していきたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、3項目の国保税の状況について伺います。

旭市では、滞納になった状況を納税者から聞き取りなどされていますか。あれば伺いたいです。どのような状況でしたか、よろしく願いします。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再質問に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 国保税の滞納世帯についての、どのような対応かということについて、お答えします。

滞納世帯には、さまざまな機会を設けて納税相談を行っております。具体的には、通常業務に加え、夜間・休日に行う納税窓口相談、また保険証の資格証や短期証の発行時にも、保険年金課と連携しまして納税相談に応じ、その際には現在の生活状況などの聞き取り調査も行っております。

以上です。

（発言する人あり）

○税務課長（石毛春夫） 調査の内容というのは、やっぱり生活状況でございますので、その方の収入とか家族構成、あるいは債権等に応じて、そういった不良債権がないか等についても個人的な面談をしまして、個々細かく調査をしているような状況でございます。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 私のほうでつかんだ事例を紹介したいと思います。

高齢者の声なんですけれども、生活に必要なものは安いときにまとめて買って、食費はできるだけ切り詰め、膝が痛くても我慢します。電気やガスもなるべく使わず早く寝ると、こう高齢者の皆さんは答えています。先ほども回答されましたが、国保の加入者は無職の高齢者や非正規の若者など、低所得の方が多くいます。税の徴収は自治体の大事な仕事だと理解していますが、住民の生活を破壊する過酷な徴収や滞納処分は全国で目立っています。地方税や国保税の滞納処分も国税徴収法に準拠しますが、住民の生活を破壊してまで何でもでき

る、こういうわけではありません。

旭市では過酷な取り立てや差し押さえはないですね。これを確認します。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再々質問に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 市において過酷な取り立てや差し押さえがないかという、そういうご指摘でございます。

滞納世帯につきましては、まず督促状、催告書により文書催告や電話催告などを実施しております。それによって自主納付を促してございます。差し押さえなどの滞納処分ですが、納期限を経過した税金等につきましては、まず督促状を発送し、その後、電話催告や文書催告を行い、それでも納付がない場合については、納税相談等がない場合についてのみ、財産調査を行った上、差し押さえ等の滞納処分を行っております。

なお、滞納者の生活状況の把握及び財産調査の結果、担税力を超えた納税額については、執行停止処分などを行っております。本市では、給与や生命保険、預貯金等の差し押さえ等を優先して滞納処分を行っておりますが、国税徴収法では生活困窮に至る差し押さえは禁止されております。また、差し押さえできない財産も定めておりますので、滞納者の実情も考慮しつつ、より効果的な滞納処分方法を選択して対応しております。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 旭市の対応を、ぜひ過酷なという姿勢は全くとらないでいただきたい。

次の2項目め、保険証の発行について伺います。

ここでも事例を紹介します。旭市ではありませんが、50代の母親が体調を崩しましたが、保険証がなく医者にかかれず、市販薬で我慢しました。しかし、ついに座ることも話することもできなくなり、中学生の娘さんが、保険証がなくても診てくれる病院、これを今のネットで探して、無料低額診療事業、これを実施している民医連の診療所を見つけて連絡して、診療所の職員が急いで訪問し、重症でしたが、病院へ搬送して救命につなげることができました。

ここで触れた無料低額診療事業なんですけど、これは旭市でも市民に知らせる必要があると思います。この事業というのは、社会福祉法第2条第3項第9号に基づいて、生活困難、それから経済的な理由によって、必要な医療を受ける機会を制限することのないよう、無料または低額な料金で診療を行う事業ですが、保険証がなくてかかれない、遠慮している、こう

いう国保証の皆さん、住民もおりますので、これへの対応を、ぜひ無料低額診療所、診療事業というのがあるんですよということを知らせてほしいというふうに思います。この点はいかがでしょうか。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再質問に対して答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） 無料診療事業を市民に知らせてください、対応はということについてお答えいたします。

無料低額診療施設、医療機関は低所得者、要保護者、ホームレス、DV被害者等の生活困窮者を支援するため、無料低額診療を行っております。

なお、県内には同様の医療行為を行う医療機関が23か所ございます。今後は、このような医療機関の情報も収集し、施設の有効性について関係各課と連携をとりながら対処していきたいと思っております。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） よろしく願いいたします。

それでは、3項目めの均等割・平等割をなくしてはどうか、そのところで質問します。

国保は、協会けんぽなどの保険料と比べ、国保税は非常に重い負担です。国保には事業主負担がありません。そのため、国庫負担で国保制度を支えてきましたが、自民党政権は1984年の法改定で国庫負担率を引き下げ、その後も抑制し続けています。高過ぎる国保税を引き下げ、国保の構造的な問題を解決するためには、公費を投入する以外には道はありません。全国知事会、全国市長会、全国町村会なども国庫負担の増額を政府に要望し続けています。そして、全国知事会は2014年に公費を1兆円投入して、協会けんぽ並みの負担率に改善することを政府に求めています。これらの動きを旭市はどのように思いますか、伺います。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再質問に対して答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） 公費負担の要望について市はどう思うかということにお答えいたします。

平成30年度から県が保険給付費を支払い、市が県に納付金を納めるように制度改正されております。平成31年度税率は、県の指定する納付金を納付するため必要な金額を、人口及び所得の推計を基に決定いたしました。今後も納付金、人口、所得推計に十分注意しながら検

討してまいります。

なお、旭市もいろいろな機会を通じて、公費負担の増額を要望していきたいと思います。
以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） ということで、ぜひ頑張ってくださいというふうに思いますが、公費1兆円が投入され、旭市の先ほど言いました財政調整基金を取り崩して、均等割・平等割をなくせる状況にぜひ努力してほしい。この実現の方向で担当課には奮闘していただきたい。その考えを求めて、この項目での質問は終わりますけれども、よろしくお願いします。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再々質問に対して答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） 先ほども申しましたが、いろいろな機会を捉えまして、公費負担の増額を要望していきたいと思います。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、最後の4項目めになります。広域ごみ問題について伺います。

私は3月の議会で緊急質問させていただきました。その後の状況ということで、今回、質問させていただきます。

まず、不法投棄ごみの数量、それから農業用のビニール、瓦れき類の報告は環境課長よりありましたけれども、このフレコンバッグへの袋詰め作業費が630万円、それから運搬費が二、三百万円かかると答弁されました。この袋詰め作業でかなり高い金額が計上されているというふうに思います。これはいろんな数値の積み上げで、フレコンバッグ1袋当たり1万円程度になると思うんですね。600袋あって630万円、二、三百万円の運搬がかかる。これ、あまりにも高いというふうに素人ながら思いますけれども、その辺の数値というか、予定額は妥当でしょうか。そのことをまずお聞きします。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再質問に対して答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（木内正樹） それではお答えさせていただきます。

フレコンバッグ詰めにかかる作業費は、集積や分別に係る手間代、仮置き場までの運搬費等も含んだ金額とのことです。また、農業用ビニールは旭市の岩井に一時仮置きし、ごみ処理施設稼働後に焼却処理をするため、それに係る運搬費として約200万円を見込んでいます。

のことです。

以上でございます。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 次の項目というか、質問で、用地を取得した費用は幾らですかという質問をしますけれども、地目はどのような内容ですか。山林、畑、水田、雑種地、その他というふうに分類されると思いますが、それぞれの面積と、それぞれの価格は幾らですか。そして、それぞれの地権者は何名ぐらいおりますかということですね。取りあえずそこをお聞きします。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の再々質問に対して答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（木内正樹） それでは、お答えさせていただきます。

広域最終処分場建設計画地の取得については、山林が約1万7,000平米、価格は約4,600万円、地権者は10名で、また畑が約3,000平米、価格は約1,400万円、地権者は3名とのことです。

以上でございます。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 3月の緊急質問の答弁で、県の不法投棄マップで確認したが、計画地には不法投棄はないと回答されましたが、不法投棄マップは東広や旭市の環境課に保存されていますか。そのことを伺います。

それと併せて、ごみの最終処分地になる森戸町では、不法投棄がされていることは知っていたと緊急質問のときに答弁がされましたが、地権者は誰も知らなかった、このような答弁でしたが、不思議なような状況だと思うんですが、これへの回答を求めます。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の4回目の質問に対して答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（木内正樹） 3月の議会において、不法投棄マップとお伝えしましたが、これは県がパトロールなどで把握している不法投棄に係る情報のことで、組合が県に確認し、その情報については保存しているとのことです。

あと、次、森戸町でよろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○環境課長（木内正樹） 次に、3月議会で答弁した内容は、広域最終処分場建設計画地への

不法投棄ではなく、森戸町地区全体で見ると、そのような例があると回答したものと思われます。組合で元地権者に確認したところ、ごみを不法投棄されていたことについては知らなかったとのことです。

以上でございます。

○副議長（宮澤芳雄） 高木寛議員の一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 房 代

○副議長（宮澤芳雄） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（15番 伊藤房代 登壇）

○15番（伊藤房代） 議席番号15番、伊藤房代です。

令和元年第2回定例会におきまして、一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

今回、私は大きく分けて3点の質問をさせていただきます。1点目、通学路の安全対策について。2点目、防災について。3点目、いじめ対策について質問いたします。

まず1点目、通学路の安全対策について。

（1）道路の路面標示・標識等について質問いたします。

現在、旭市の横断歩道の路線標示は、何年に一度ペイントの塗り替えはされているのでしょうか。標識の道路標識が破損している所もあるようですが、その都度、直されているのでしょうか。

また、「速度落とせ」「学童注意」「徐行」「止まれ」等の路面標示がされている所等、何か所されているのでしょうか。もう少し増やすことができないか質問いたします。

（2）見守り隊について質問いたします。

現在、学童の事故が増えています。学童の登下校の見守りは、どのようになっているのでしょうか。例えば、PTAなのか、地域交通係なのか、防災係なのか、皆で見守り隊として協力を願って事故ゼロを目指していくことができないか、質問いたします。

また、見守り隊が稼働している所はどこか、何か所くらいなのか、質問いたします。

（3）信号機について質問いたします。

旭中央小学校の正門に入る一方通行のある交差点に信号機を設置することはできないか、質問いたします。

また、昨年の第1回定例会でも質問しましたが、国道126号線沿いのドン・キホーテの前

に横断歩道があります。車の交通量が多く、なかなか横断することができません。ドン・キホーテの前はY字路になっていて大変危険な箇所です。旭市としても、信号機の設置は考えているのでしょうか。

また、小見川県道線沿い、新町地先の一本松の所の信号機ですが、大変に朝夕の交通が渋滞しています。信号機を時差式にできないか、青信号の時間をもう少し長くすることはできないか、質問いたします。

2点目、防災について。

(1) 非常用として液体ミルクは備蓄されているのでしょうか、質問いたします。

災害に備える母乳があげられないときのために、いつ起こるか分からない災害に向けて、赤ちゃんとその家族を全力でサポートするために、赤ちゃんのための備蓄リストの中に粉ミルク、キューブタイプのミルクなら個包装なのでふたのあけ閉め、計量の心配がなく災害時には便利ですとありますが、哺乳瓶に注ぐだけの液体タイプ、安心と安全を考えて缶に詰めましたとありますが、乳児にとって最良の栄養である母乳を徹底的に研究し、ナンバー1の液体タイプとあります。哺乳瓶に注いで、そのまま母乳の代わりとして液体タイプのミルクは備蓄されているのでしょうか、質問いたします。

3点目、いじめ対策について。

(1) LINEなどSNSを活用したいじめ相談について、質問いたします。

現在、LINEなど、いじめ・自殺相談が試験的に行われると、わずか2週間で電話の2年分を超える件数の相談が寄せられました。利用者からは、電話より相談しやすい、気持ちが軽くなった、すっきりしたといった声が続々と続いていますとあります。旭市として、いじめ相談を、どのくらい相談があるのでしょうか。また、その対策として相談員を任命されているのでしょうか、質問いたします。

君津市では、スクールソーシャルワーカーを1名配置、学校や家庭、児童相談所などと連携し、子どもや保護者、教員の支援につなげているとあります。

以上で1回目の質問を終わります。

○副議長（宮澤芳雄） 伊藤房代議員の一般質問に対して答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、建設課からは大きい1の通学路の安全対策について、(1)及び(3)について、お答えいたします。

まず、(1)の通学路の路面標示・標識等についてですが、横断歩道の路面標示は所轄の

旭警察署で管理しており、不鮮明な標示の具体的な塗り直しの頻度は決まっていないということ聞いております。ただし、現場調査や市などからの要望により、旭警察署が優先箇所を決定し、塗り直しを行っております。

道路標識は大きく分けて二つの種類がございます。「止まれ」や「駐車禁止」などの規制標識については警察署が管理しているため、破損した標識については旭警察署が対応しております。また、「交差点あり」や「踏切あり」などの警戒標識につきましては道路管理者が管理しており、市道に設置しているものは、市の管理物として建設課で随時補修を行っております。

次に、路面標示の箇所数ですが、旭警察署へ確認したところ、市内には「止まれ」が848か所、横断歩道が310か所と伺っております。このほか、「学童注意」や「速度落とせ」など市が管理する路面標示につきましては、全体の設置箇所数は把握しておりませんが、直近3年の設置状況について申し上げますと、平成28年度は21か所、平成29年度は26か所、平成30年度は22か所について設置及び補修をいたしました。

次に、路面標示をもう少し増やすことはできないかのご質問ですが、現地の状況や必要性、安全への効果を考慮しながら、「止まれ」「横断歩道」などの路面標示の設置は今後も旭警察署へ要望し、市が管理するものについては、現地を精査しながら設置を進めてまいりたいと思います。

次に、(3)の信号機について、お答えします。

まず、旭中央小学校正門北側の交差点ですが、児童・生徒が通学路として多く利用しており、車両についても朝夕の通勤時間帯など、日中も抜け道として数多く利用されている場所と市でも把握してございます。信号機の設置につきましては、市から所管の旭警察署へ要望をしたいと思います。

次に、国道126号、鎌数ドン・キホーテ前の信号機の設置要望であります。当該箇所につきましては横断歩道は設置されているものの、歩行者が横断しようとしても通行車両が停止しないなど、危険な箇所であると承知しております。信号機の設置要望につきましては、国道であることから、道路管理者である千葉県海匠土木事務所から所管の旭警察署へ要望していただくよう、昨年5月と本年5月にもお願いしております。

なお、旭市からも昨年6月に旭警察署へ設置の要望を行っておりますが、再度、要望してまいりたいと考えております。

次に、新町地区の主要地方道、旭小見川線と総堀線との交差点、通称、一本松の交差点だ

と思います。議員ご指摘のとおり、朝夕などの通勤や帰宅時間帯などにはかなりの渋滞となっていることは承知しております。建設課といたしましても、信号機の時間サイクルなどの調整により渋滞が緩和されるような対応をしていただくよう、昨年7月に旭警察署へ要望を行っておりますが、再度、要望してまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（宮澤芳雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 学校教育課からは、1番、通学路の安全対策について、（2）見守り隊について、それから、3、いじめ対策について、（1）LINEなどSNSを活用したいじめ相談について申し上げます。

初めに、見守り隊についてです。

登下校の見守りはどのようなになっているのかということですが、登下校の見守り隊として組織され稼働している団体等は、現在、確認できておりませんが、PTAや各種団体等が自主的な活動として見守り活動を行っております。

まず、学校教育課では、青少年の非行防止、健全育成、安全確保のための臨時職員として、スクールガードリーダーを1名配置しております。主に平日の午後1時から午後6時の間、市内小・中学校周辺のパトロール及び児童・生徒の下校時間帯の見守り活動を実施しております。

また、登校時の安全対策として、学校教育課の指導主事が朝のパトロールを毎月5日、10日に実施しており、強化月間である年度初めの4月と春、秋の交通安全運動期間には、毎日実施しております。

市内各小・中学校でも、PTA活動の一つとして、保護者と教員で計画的に登下校時の見守り活動を実施しております。

さらに、旭市においても、市民の安全・安心の確保のため、防犯指導員とシルバー人材センターへの委託で、防犯パトロールを実施しておるところです。

ご指摘のように、現状ではそれぞれが別々に実施している見守り活動を、今後、関係各課、関係機関で連携をとり合い、組織的に機能させ、さらに児童・生徒が安心して登校できるようにしてまいります。

続きまして、3、いじめ対策（1）LINEなど、SNSを活用したいじめ相談についてです。

いじめ相談がどのくらいあるのかということですが、旭市におけるいじめ相談については、

主として電話での対応となっております。平成29年度は延べ20件、平成30年度は延べ26件であり、ここ数年大きな変動はございません。また、その内容については、学校と情報共有するとともに、学校と連携し、適切に対応しているところです。

次に、いじめ相談を受けての対策について、お答えいたします。

旭市では、現在、いじめや不登校、その他、さまざまな相談の対応として、市雇用のスクールカウンセラー及び県派遣スクールカウンセラーが11校へ計7名派遣されております。他の9校においても、必要に応じて市のスクールカウンセラーを派遣しております。さらに、今年度から嚶鳴小学校にスクールソーシャルワーカーが県から1名派遣され、各学校からの要請により、さまざまな事案について関係する機関と連携を図っております。

また、いじめ防止対策推進法に基づき、平成30年4月に旭市いじめ問題対策連絡協議会等の設置等に関する条例を制定し、いじめ防止等の対策の推進、関係機関及び団体の連携体制を整えており、今年度は第1回の連絡協議会を7月23日に開催する予定となっております。

以上でございます。

○副議長（宮澤芳雄） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは、大きな2番の防災についてお答えします。

ご質問は、非常用として液体ミルクを備蓄しているのかということでございます。

旭市では、災害時の備蓄品として、昨年度から粉ミルクを備蓄し始めましたが、液体ミルクは残念ながら、まだ備蓄しておりません。液体ミルクではなく、粉ミルクを備蓄している理由としましては、液体ミルクに比べて保存期間が長いこと、価格面において安価なことが主な理由でございます。また、災害時は精神的に不安定な状態になりますので、食欲がなくなる人が多くなりまして、ふだんから食べなれているものを備蓄したほうがよいと言われております。こうしたことから、ミルクに関しても、一般的に普及している粉ミルクを備蓄しております。

なお、ご質問の中にありましたキュービック云々というものもございましたけれども、現在、備蓄している粉ミルクにつきましてはスティックタイプのものでございまして、1本で100ミリリットルのミルクで調乳できる、計量は必要のないものを備蓄しているところでございます。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） それでは再質問させていただきます。

1点目の通学路の安全対策についての(1)の道路の路面標示・標識について、再質問させていただきます。

現在、旭中央小学校の正門の前の横断歩道や交差点と、その付近の路面標示が薄くなっています。また、ドン・キホーテ前、126号線沿いの横断歩道なども薄くなってきています。また、旭市役所東側の信号のある交差点の横断歩道なども薄くなっております。

また、126号線沿いのカインズホームの所の信号を北に曲がり、二つ目の交差点突き当たりを東に向かい、最初の交差点ですが、非常に危険な箇所です。交差点があるのが大変分かりにくく、飛び出しに注意が必要です。大変事故多発箇所です。「交差点に注意」「徐行」「止まれ」などの路面標示をする必要があると思います。

また、市役所通り、西野住宅から匝瑳方面に向かう最初の交差点も大変危険な箇所です。「速度を落とせ」「学童注意」「徐行」といった路面標示が必要と考えます。

また、路面標識ですが、袋公園とため池の間の道路ですが、交差点に「止まれ」の標識があるものの、交差点の近くまで行かないと分かりにくく、大変危険なので、もっと遠くから「止まれ」の道路標識が分かるように、もっと高い位置に「止まれ」の標識を立てることはできないか。例えば、共和農協から真っすぐに行き、交差点を北に曲がると、突き当たりに、小さい「止まれ」の標識と、大きい「止まれ」の道路標識が高く立っています。遠くからでも、大変よく見えます。

また、市役所東側の交差点の陸橋を渡ると、横断歩道の道路標識が立っていますが、標識が薄くなって見えない状況です。照明もつかなくなっていて、かなり古くなってきているようです。十五、六年は経過していると思います。新しくすることはできないか。

また、道路標識が、木の枝が伸びているため、標識が見えにくくなっている箇所もかなりあります。また、木が道路の真ん中まで伸びている箇所もあります。通行の妨げになっています。早急に対策が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○副議長(宮澤芳雄) 伊藤房代議員の再質問に対して答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長(加瀬博久) では、伊藤議員の再質問に対しまして、お答えしたいと思います。

まず、路面標示について薄くなっているもの、あるいは新規でお願いしたいという場所もございました。標識のつけ替え等、小さくて見えない、これを大きく、あるいは高くという内容のものがございました。また、老朽化し、はげて見えないもの、不鮮明なものがあるということもございます。あと、道路にはみ出している木の枝がありますというような内容で

あったと思います。

先ほども申し上げましたとおり、まず規制に係るものは、やはり警察署へ依頼をするしかございません。あと、道路管理者が管理するもの、国道、県道は海匠土木事務所、あるいは市道に關しましては市で管理をしてございます。このような不具合等がある箇所につきましては、また早急に各担当部署、県、あるいは警察署へ再度要望を進めていきたいと思ひます。

また、木の枝の關係でございすが、基本的にはその木の持ち主あるいは所有者にお願いするしかございせん。このような要望があつた場合は、所有者に通知を出して、伐採のお願いをしているのが現状でございす。

以上でございす。

○副議長（宮澤芳雄） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） それでは、再々質問をさせていただきます。

通学路の総点検が早急に必要と考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（宮澤芳雄） 伊藤房代議員の再々質問に対して答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬博久） では、通学路の総点検というお話でございす。

まず、現在、通学路の点検につきましては、合同点検というものを実施してございす。教育委員会が窓口になりまして、旭警察署、海匠土木事務所、あるいは学校関係者等が各学校ごとに集まりまして、点検を行っているものでございす。毎年5校ずつ、小学校ですが5校ずつ、3年に1回のサイクルで実施されてございす。

一応、夏休みの期間中にこれを実施するのですが、15校合同、あるいは別々でもやるとなれば、1校にかかる時間が約半日程度、今までは必要になっておりました。これが15校になれば、やはり日数も増えてきますので、あと関係機関との調整なども必要になりますので、現在は15校合同でという、あるいは総点検ということは、私どもでも考えておりませんでしたので、ちょっと難しいかなということ、すみません、ご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） ありがとうございます。これからしっかりまた点検のほうもお願いしたいと思ひます。

次に、（2）の見守り隊ですけれども、これは本当に地域が一体となって事故ゼロを目指していきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

次の（３）の信号機について、再質問をさせていただきます。

先日、旭中央小学校正門の交差点ですが、私も朝７時から８時まで立たせていただきました。朝は高校へ通う生徒さんが自転車で東に向かい、中学へ通う生徒さんが西に向かい、駅に向かう高校生が自転車で北に向かい、通勤の車が大変に渋滞をしています。小学校へ通う子どもたちは大変に危険です。ぜひ信号機の設置を要望します。先ほど要望していただけるということですので、よろしくお願いいたします。

次に、（３）の信号機ですけれども、126号線沿いのドン・キホーテ前の信号機も再度お願いしていただけるということで、よろしくお願いいたします。

小見川県道線沿いの新町地先の一本松の所の信号機につきましても、またこれから警察とよく協議をしていただき、一日も早く改善できるようによろしくお願いいたします。

次に、２点目の防災について、（１）の非常用として液体ミルクは備蓄されているのでしょうかについて、再質問させていただきます。

先ほどの回答では、液体ミルクは考えていないということですが、液体ミルクには缶とパックがあります。ぜひ災害に備えて、いつ起こるか分からない災害に向けて、赤ちゃんとその家族を守るためにも必要と考えますので、再度、いかがでしょうか。今後、今は粉ミルクだと思うんですけれども、今後。

○副議長（宮澤芳雄） 伊藤房代議員の再質問に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 液体ミルクをぜひというご質問でございます。

液体ミルクは、確かに煮沸をしなくてもそのまま飲めるという手軽さもあるということは承知しております。ただ、まだ発売されて間もないという状況もございます。あるいは、保存期間がちょっと短いですとか、価格もまだ少し高価な部分というのもございます。しばらくその状況を見きわめた中で、今後導入できるかどうか検討を進めていきたいと、このように考えております。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） ぜひ考えていただければと思います。

次に、３点目のいじめ対策について、（１）のLINEなどSNSを活用したいじめ相談について、再質問させていただきます。

現在は、LINEでの相談はされていないようですけれども、今後のお考えはいかがでし

ようか。

○副議長（宮澤芳雄） 伊藤房代議員の再質問に対して答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 今後、SNSを活用したいじめ相談について、どうなのかというところでございますが、先ほども申し上げましたが、旭市では現在、SNSを活用したいじめ相談については行っておりません。ただ、本市といたしましても、電話相談やスクールカウンセラーの配置など、いじめ対策の充実に努めてはおるところです。ただ、いじめを早期に発見し、対応できるという点では、SNSなどを活用したいじめ相談は、児童・生徒にとって手軽で有効な手段の一つであると受け止めております。導入に当たっては、費用面はもとより、携帯、スマホについての生徒指導上の課題もありますので、引き続き先進事例の研究や課題を調査するとともに、国や県の今後の動向も含め、学校現場や保護者の意向等について、把握に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（宮澤芳雄） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） それでは、現在スクールソーシャルワーカー、県から今年度から1名派遣されているということですが、今後は市でお考えはありますでしょうか。市としての配置は。

○副議長（宮澤芳雄） 伊藤房代議員の再々質問に対して答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） スクールソーシャルワーカーの配置についてはどうなのかというところでございますが、スクールソーシャルワーカーの職務といたしますか、主な職務として、児童・生徒が置かれた環境への働きかけだとか、関係機関等とのネットワークの構築、連携、調整が主な職務とされております。本市においては、スクールカウンセラーの増員をこのところずっと行ってございまして、スクールカウンセラーは児童・生徒と直接接し、また親御さんとの相談等にも乗れるということで、そちらのほうを重視していくように考えておるところです。現在、1名のスクールソーシャルワーカーで今年度活動してみて、どうしても手に余るということであれば、今後また視野に入れていきたいなと思っておるところです。

以上です。

○副議長（宮澤芳雄） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） どうもありがとうございました。

以上で一般質問を終わります。

○副議長（宮澤芳雄） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時30分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、市長より追加議案の送付があり、これを受理しました。追加のありました議案は、議案第9号、議案第10号の工事請負契約の締結についての2議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 配付漏れないものと認めます。

ただいま、追加議案に伴う追加日程について、議会運営委員会を開催していただきました。その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、佐久間茂樹議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 佐久間茂樹 登壇）

○議会運営委員長（佐久間茂樹） ただいま議会運営委員会を開きまして、追記議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容について、ご報告申し上げます。

追加議案は、市長より提案のありました議案第9号、議案第10号の工事請負契約の締結についての2議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配付してあります令和元年旭市議会第2回定例会議事日程その2、本日6月13日木曜日、この後、追加日程第1、議案上程、追加日程第2、提案理由の説明、追加日程第3、議案の補足説明、補足説明については財政課長を予定しております。追加日程第4、議案質疑、追加日程第5、常任委員会議案付託。

以上で追加日程の協議についての報告を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（向後悦世） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。議案第9号、議案第10号の2議案を本日の日程に追加し、直ちに議

題にすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(向後悦世) ご異議なしと認めます。

よって、本議案を本日の日程に追加し、直ちに議題にすることに決しました。

◎追加日程第1 議案上程

○議長(向後悦世) 追加日程第1、議案上程。

議案第9号、議案第10号の2議案を上程いたします。

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長(向後悦世) 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

(市長 明智忠直 登壇)

○市長(明智忠直) 本日、議案2件を追加提案し、ご審議を願うことといたしました。

追加議案の提案理由について、ご説明申し上げます。

議案第9号及び議案第10号は、工事請負契約の締結についてでありまして、議案第9号は社会教育施設大規模改造工事について、議案第10号は旭市立海上保育所園舎改築工事(建築)について、それぞれ仮契約を締結いたしましたので、これらの契約について議会の議決を求めるものであります。

詳しくは事務担当者から説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、何とぞご賛同くださいますよう、お願いいたします。

○議長(向後悦世) 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 議案の補足説明

○議長（向後悦世） 追加日程第3、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第9号、議案第10号について、財政課長登壇してください。

（財政課長 伊藤義隆 登壇）

○財政課長（伊藤義隆） それでは、議案第9号及び議案第10号について、補足説明を申し上げます。

この2議案は、いずれも工事請負契約の締結についてであります。

初めに、議案第9号について申し上げます。

恐れ入りますが、議案の裏面をご覧ください。

契約の名称は、社会教育施設大規模改造工事であります。

契約方法は、総合評価方式一般競争入札により執行いたしました。

総合評価方式について、簡単に説明させていただきます。

その総合評価方式は、本年度より設計額1億円以上の建設工事に適用となるもので、入札参加者から提示された技術資料に基づき、企業の施工能力や技術者の能力、企業の社会性などの評価項目について、評価基準により技術評価点を算出し、入札価格と併せて評価し、落札者を決定するものです。

入札の経過を申し上げます。

平成31年4月17日に入札の公告を行い、5月9日まで入札参加資格申請及び技術資料の申請の受付を行ったところ、2者から申請及び技術資料の提出があり、2者とも資格要件を満たしておりました。この2者による入札書の受付を5月16日から6月3日まで行い、6月4日に開札し、入札価格と技術評価を総合的に評価した結果、評価値が最も高い旭市ニの1469番地、株式会社伊藤工務店、代表取締役伊藤晃を契約の相手方と決定いたしました。

契約金額は2億8,325万円であります。

予定価格は3億729万6,000円、最低制限価格に当たる調査基準価格は2億8,208万4,000円、落札率は92.17%でありました。

仮契約締結日は6月11日、工事の期限は令和2年3月13日であります。

続きまして、議案第10号について申し上げます。

同じく、議案裏面をご覧ください。

契約の名称は、旭市立海上保育所園舎改築工事（建築）であります。

契約方法は、総合評価方式一般競争入札により執行いたしました。

入札の経過を申し上げます。

公告日から、開札日までは、議案第9号と同様であります。

入札参加資格申請及び技術資料の提出のあった2者ともに資格要件を満たしており、この2者から入札書の提出があり、開札の結果、評価値が最も高い旭市ニの1469番地、株式会社伊藤工務店、代表取締役伊藤晃を契約の相手方と決定いたしました。

契約金額は2億185万円であります。

予定価格は2億1,890万円、調査基準価格は2億138万8,000円、落札率は92.21%でありました。

仮契約締結日は6月11日、工事の期限は令和2年3月13日であります。

以上で、議案第9号及び議案第10号の補足説明を終わります。

○議長（向後悦世） 議案の補足説明は終わりました。

◎追加日程第4 議案質疑

○議長（向後悦世） 追加日程第4、議案質疑。

これより議案の質疑を行います。

議案第9号について、質疑ありませんか。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、議案第9号、工事請負契約の締結について質疑をさせていただきます。

今回、先ほど補足でありました契約方式が総合評価方式一般競争入札という取り組みになっておることです。この総合評価方式なんですが、工事の発注に当たり、競争参加者に技術提案等を求め、価格以外に競争参加者の能力を審査すると。その審査の結果を併せて契約の相手方を決定する方式であると、そのように認識しておりますので、契約金額以外に技術提案、それから能力の審査の状況について細かく伺いたいと、そのように思います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、技術の点ということで、まず評価項目について説明させていただきます。

評価項目につきましては、大きく四つございまして、企業の施工能力、配置予定技術者の能力、地域精通度、地域貢献度、こういったものがございます。企業の施工能力としましては、過去10か年に引き渡しの済んだ同種工事の施工実績、これが満点が2点でございます。それで、旭市発注工事における過去2か年の同一工種での工事成績、これが4点でございます。それで、旭市発注工事における過去2年間の事故及び不誠実な行為というのがございまして、これはマイナス最高4点ということになります。あと、ISO9001、ISO14001の認証取得情報。それと、過去10か年の引き渡しの済んだ同種工事の施工実績が、これが2点です。旭市発注工事における過去5年間の本工事と同一工種の工事成績、これは旭市で工事成績を行ったもの、これが最高4点でございます。地域精通度といたしまして、過去10か年度に引き渡しの済んだ旭市内の公共工事の施工実績、旭市内がこれが2点でございます。地域貢献度としまして、旭市内に建設業法に基づく本店または支店の有無、これが2点でございます。災害協定締結の有無、これが3点でございます。

この結果、落札業者につきましては2者ございまして、伊藤工務店が合わせたものが11.25、島田建設が6.00、この評価の方法ですけれども、最高点のものを20点満点とするということでございます。

その次につきましては、案分に合わせて点数を上げると。例えば、最高20点で一番上が10点、2番目が5点でしたら、10点を20点に上げますので、2倍していますから、5点は10点になると、そういった評価の方式でございます。

その結果、伊藤工務店が120点、島田建設が110.66、入札価格が伊藤工務店が2億5,750万円、島田建設ですが2億6,330万円、この評価基準点を入札価格で割りまして、それが評価値というふうになりまして、それが高いほうということで、伊藤工務店が4.6601、島田建設が4.2030、これによりまして伊藤工務店を契約の相手方としたという次第でございます。

○議長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

木内欽市議員。

○18番（木内欽市） この総合評価方式という判断は職員がするんですか。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 総合評価方式につきましては、原則、1億円以上の工事が入札参加

者資格委員会において決定いたします。

以上です。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 何ですか、その入札資格委員会というのは。ちょっと教えてください。詳しく。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再質疑に対し答弁を求めます。
財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 入札参加資格委員会につきましては、一般競争入札とかがある場合に、この入札の基準だとか制限をかけるというのがございます。例えば、地域だとか、あるいは幾ら以上の工事があったとか、そういったものの決定をする機関であります。それにつきましても、総合評価方式につきましても、この入札参加資格委員会で決定するというところでございます。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） それはどこにあるの。県か国。よく分からない。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再々質疑に対し答弁を求めます。
財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） これは庁内に設置しております。副市長が委員長ということになっております。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の質疑を終わります。
ほかに質疑はありませんか。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 総合評価方式だと、かなり旭市での実績ですか、それが重要視されると思うんですが、そうなりますと、よそからなかなか入れなくなっちゃうと思うんですが、その辺はどういうふうになっているのか、お尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の質疑に対し答弁を求めます。
財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 市内の業者がだいぶ有利ではないかということでございます。

実績というのは、企業の技術力ということがございまして、そのほかに地域貢献度、これは2点でございます。本店、支店の有無ということが2点ということになっておりまして、あと災害協定の締結が2点といったことになっております。こちら辺が市内で有利かなとい

うふうに思っております。ただ、普通の一般競争入札の条件といたしましても、点数を例えば市内であれば750点、市外であれば800点といった形で、差は付けてはおります。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 県であればともかく、旭市でそういう方式をとると。ですから、旭市で今まで実績のある業者がかなり有利になると思います。

その結果、こういう落札率ですか、今までと比較しますとかなり高くなっている。今までは最低制限価格ですか、それ1万円とか2万円上乗せであった。今回92.何%、この方式を取り入れることによってかなり落札率が、つまり金額が上がっちゃうと思うんですが、その辺どういうふうに考えているのか。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 落札額が総合評価方式になって上がるということでございますけれども、確かに技術力の高いところ、点数の高いところにつきましては有利になります。そういった技術力を遵守した制度であるというふうに認識しております。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 技術力とか何とかじゃなく、先ほどの説明を聞いていますと、市内で今までの実績のあった業者ですか、これがかなり有利になって、よその地区から入れなくなっちゃうと思うんですよ。その辺お答えいただきます。

それと同時に、またこの方式をとった中で、この計算方式ですか、それらを後ほどいただきたいと思います。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 市内が有利になるということでございますけれども、そういう部分もあるということです。全てではございませんで、その反映される部分につきましては全てで20点ということでございます。それに100点が上乗せされますので、その部分はさらに薄まるということがございます。計算方法につきましては、後ほどお持ちしたいと思います。

（発言する人あり）

○議長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 確かにそういった部分はあろうかと思えます。先ほど言いましたけれども、企業の信頼性だとか、社会性、この部分については6点ということが入っております。

す。それも、その点数に全て比例するわけではありません。先ほど申し上げましたけれども、100点という部分で薄められるということがございます。こういった部分については、ほかの市町村でもこういった形をとっているのではないかというふうに思います。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について、質疑はありませんか。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、議案第10号、こちらは市立海上保育所園舎改築工事の締結についてでありますけれども、この入札に参加した業者、それからその業者の入札参加金額について伺いたいと思います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、入札金額を申し上げます。

入札は2者でございました。株式会社伊藤工務店、島田建設株式会社海上支店。株式会社伊藤工務店につきましては1億8,350万円、島田建設につきましては2億920万円でございました。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、先ほどと同じように能力審査、その評価の結果、それから計算方式によっての点数になるのでしょうか、その辺のところを、ちょっと早口なので、ゆっくり大きい声でお願いしたいと、そのように思います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、評価点、伊藤工務店が10.25です。それで島田建設が6.0。それで加算点として、伊藤工務店は10.25から20点に引き上げまして、島田建設は11.707、100点を合計しまして、伊藤工務店が120、それで島田建設が111.707、これを入札価格で割りまして、評価点が6.5395、島田建設が5.3397、これによりまして伊藤工務店を落札業者と決定いたしました。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 分かりました。結構大きな開きがあるものなんだというのが、僕、正直な感想でありまして、新たに総合評価方式、これは大きい自治体とか先進地がまず取り入れてきていたものというふうに思っているんですが、初めて本市に導入しまして、2本終わったわけですが、この委員会の委員長が副市長なんですね。今回、開札になってみて、今までと違う初の試み、単刀直入にどのようなことを感じていらっしゃるのか、お答えいただきたいと、そのように思います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） 今までと変わったところ、この実施に当たっての期間が若干延びた。それと、少なくとも入札に当たっては、自分のところの技術力とか、そういうところをきちんと出していただく必要がある。それと、今この評価をするに当たってこの評価基準でよろしいかどうか、それについては、外部の技術の専門的な知識を持っている方の意見を聞いて、その技術点の確認をする。やはりそういった手間がかかっています。それだけ時間はかかっていると。ただ、落札した結果については、それほど今までの入札自体と金額的には変わっていない。よその自治体を聞きますと、これが金額が僅差でありますと、逆転した例とか、県ではあるようでございますけれども、今回はそのまま順当に落札者が決定したということでした。

低価格調査という形で調査をするということになりますと、それはまた時間がかかりますけれども、そのところは今回発生しなかったということでございます。率直に言えば、時間がかかるということです。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

木内欽市議員。

○18番（木内欽市） ちょっと教えてもらいたんですが、この事務量というのは相当増えちゃうんでしょう、これにすると皆さん方の。どのぐらい増えちゃうんですか。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 通常の入札と多少は事務量は増えます。それは、学識経験者の意見聴取だとか、あるいは出された書類のチェックだとか、そういったものがございます。ただ、これが倍だとか3倍だとか、そんなに増えるわけではございません。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） それで、よく分からんですが、これ割り返したり何とかで、ですから、場合によっては入札価格の低い人がとれないという場合もあり得るんでしょう。金額が安くても駄目という、そういう場合もあり得るんでしょう。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 金額が高い業者がとるという逆転現象は起こります。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） たまたまきょう入札のあれで、今、書類見ていたら、どこかよそではそれで、安いのに何でとれなかった、裁判になったところもあると聞いているんですが、そういう心配はないんでしょうか。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） これは品確法の理念に基づいてやっているというものでございます。

それで、国が指導して積極的にというような話でやっておりますので、そこで裁判の結果がどうなるか分かりませんが、そういったところで推し進めているというところでございます。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後悦世） 議案第10号の質疑を終わります。

以上で議案の質疑を終わります。

◎追加日程第5 常任委員会議案付託

○議長（向後悦世） 追加日程第5、常任委員会議案付託。

これより常任委員会に議案を付託いたします。

議案第9号、議案第10号の2議案を、お手元に配付してあります付託議案分担表その2、議案表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、19日までに審査を終了されますよう、お願いいたします。

○議長（向後悦世） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じます。

なお、次回は24日、定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時59分